

平成14年度

包括外部監査結果報告書

第1部 徴税事務の執行について

第2部 財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

- ・株式会社 高松市食肉卸売市場公社
- ・財団法人 高松市学校給食会
- ・財団法人 高松市スポーツ振興事業団

高松市包括外部監査人 鍋嶋 明 人

第1部 徴税事務の執行について

目 次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(1) 外部監査の対象	1
(2) 監査対象期間	1
3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法（監査要点及び実施した主な監査手続）	2
(1) 徴税事務の現状分析	2
(2) 賦課業務の執行の妥当性	2
(3) 徴収業務の執行の妥当性	4
5. 外部監査の実施期間	5
6. 外部監査人補助者の資格と人数	5
7. 利害関係	5
II. 市税の概要	6
1. 市税の種類及び事務手続について	6
(1) 市税の種類、徴収方法について	6
(2) 市税の事務手続	10
(3) 高松市の収納率向上への対策について	15
2. 市税の賦課及び徴収に関する分析	17
(1) 一般会計歳入総額等の状況	17
(2) 市税収入額の状況	19
(3) 市税収入額の中核市間比較	21
(4) 徴税事務の執行状況	22
(5) 市税収入未済額（滞納税額）及びその処理状況	26
(6) 徴税コストの分析	30
III. 監査結果	33

1. 法人市民税の賦課業務について	33
(1) 法人市民税申告書処理エラーチェックリストについて	33
(2) 法人の支店等設置に伴う法人市民税の賦課について	33
2. 固定資産税の賦課業務について	34
(1) 土地及び家屋の現地調査について	34
(2) 固定資産税（償却資産）の賦課方法について	34
3. 徴収業務について	34
(1) 執行停止処分の処理について	34
(2) 高額滞納者への対応について	35
(3) 執行停止処分後の滞納者への対応について	35
(4) 執行停止処分の通知手続について	36
(5) 延滞金について	36
(6) 時効の中断処理について	36
IV. 監査結果に添えて提出する意見	38
1. 個人市民税における未申告者の調査方法について	38
2. 法人市民税の課税対象法人の捕捉について	39
3. 法人市民税の未申告法人への対応について	39
4. 法人市民税の従業員数のチェックについて	40
5. 法人市民税における資本積立金額のチェックについて	40
6. 電算システム間のリンク（連動性）について	40
7. 軽自動車税の申告データ入手について	40
8. 固定資産税（償却資産）の課税客体の捕捉について	41
9. 事業所税の納税義務者等の捕捉について	41
10. 捕捉事務に関する実績集計と報告について	42
11. 滞納整理票の利用と改善について	43
12. 滞納者への臨戸の時期について	43
13. 徴税職員の配属と研修の充実について	43
14. 業務マニュアル等の整備について	44
15. 前納報奨金制度について	45

16. 滞納整理担当部門の一元化について	45
< 添付資料：分析基礎データ >	47

1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

(1) 外部監査の対象

徴税事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として平成 13 年度（必要に応じて、過年度についても対象とした。）

3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

過去 10 年間に於いて高松市の財政規模は拡大傾向にあるものの、その歳出を賄う主要な自主財源である市税収入は、平成 9 年度をピークに減少傾向にある。市税収入の減少要因は、景気悪化に伴う個人及び企業所得の減少により、個人及び法人市民税の現年課税分調定額（注 1）が減少している影響が大きいと見られるが、他方で収入歩合（注 2）の悪化による影響も年々大きくなっている。高松市でのこの収入歩合の悪化は収入未済額（滞納税額）の増加となり、さらに不納欠損額（注 3）の増加へと繋がっている。

昨今の景気低迷下において、これらの問題は高松市に限定されるものではなく、国又は他の自治体にも共通の問題と考えられるが、いかなる状況にありとも市の徴税事務は適正かつ公正に執行されるべきであり、特に市税収入が減少している現在においてはその必要性が増している。そこで、市税の賦課から徴収・不納欠損処理までの一連の徴税事務を特定の事件として選定した。

（注 1） 現年課税分調定額：当年度に課税した税額

（注 2） 収入歩合：当年度に徴収すべき「調定額」（現年課税分調定額及び滞納繰越分調定額）に対する実際に徴収した「収入済額」の割合

（注 3） 不納欠損額：法定納期限を経過した市税の収入未済額（滞納税額）について、徴収不能として租税債権を消滅させた税額

4. 外部監査の方法（監査要点及び実施した主な監査手続）

徴税事務はその業務の性質上、賦課及び徴収業務に分けられる。

賦課業務は納税義務者、課税客体及び課税額を捕捉し、これを調定する業務である。徴収業務は納付期限内に調定額を収納し、滞納者に対して納付を促すとともに、納付が困難と認められる場合には不納欠損処理を行う業務である。

いずれの業務も網羅的に実施されることが重要であるが、これらが法令等に準拠して適正かつ公正に執行され、さらに効率的・効果的に運用されているか否かという視点から、以下の監査要点に対して必要と認められた監査手続を実施した。

(1) 徴税事務の現状分析

高松市の市税及び徴税事務に関する現状を理解し、近年の傾向及び問題の所在を概括的に把握するために、以下の分析を実施した。

市税の収入状況の分析

- (a) 歳入項目別の経年比較
- (b) 一般会計歳入総額に対する主要歳入項目構成比率の経年比較
- (c) 市税収入額の経年比較
- (d) 市税税目別構成割合の経年比較
- (e) 市税収入額の中核市間比較

徴税事務の執行状況の分析

- (a) 収入歩合の経年比較
- (b) 税目別収入歩合の経年比較
- (c) 収入歩合の中核市間比較
- (d) 収入未済額（滞納税額）の税目別経年比較
- (e) 収入未済額（滞納税額）処理状況の経年比較
- (f) 不納欠損処理額の事由別経年比較

徴税コストの分析

- (a) 徴税コストの中核市間比較
- (b) 徴税コストの経年比較
- (c) 徴税コストの内訳別経年比較

(2) 賦課業務の執行の妥当性

市税の主要な税目である個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び事業所税を監査対象税目とし、賦課業務の執行について以下の手続を実施した。

賦課に関する組織体制の整備状況

高松市の賦課担当組織が必要十分なものであるかを確かめるため、その整備状況を視察及び質問により検討した。

賦課業務の執行状況

(a) 納税義務者及び課税客体の捕捉状況

申告納税方式である個人市民税、法人市民税及び事業所税については未申告者の捕捉が重要であり、その捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧した。

賦課課税方式である固定資産税及び軽自動車税については、課税客体の異動を正確に捕捉することが重要であり、その捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧した。

さらに固定資産税及び事業所税は、抽出したサンプルについて課税客体の現地視察を実施し、外観から判断可能な範囲において課税客体の捕捉漏れの有無を確認した。

(b) 調定額の算定手続

調定額が正しく計算、集計及び記録されているか否かを確認するため、申告納税方式である事業所税並びに賦課課税方式である固定資産税及び軽自動車税の調定額の算定手続を質問するとともに、抽出したサンプルについて課税標準(注)及び調定額の計算調べ並びに課税台帳等との突合を実施した。

(注)課税標準：課税額算定の基礎となる金額

非課税、課税標準の特例及び減免の適用処理

非課税、課税標準の特例及び減免が、法令及び条例等に基づき適切に処理されているか否かを確認するため、それらに関する事務手続を質問し、監査対象とした税目について関連資料を閲覧するとともに、抽出したサンプルについて申請書及び必要添付書類を入手して、その執行状況を検討した。

さらに固定資産税の減免は、抽出したサンプルについて現地視察を実施し、減免適用要件に該当するか否かを確認した。

(3) 徴収業務の執行の妥当性

高松市の徴収業務は、企画財政部納税課が担当している。徴収業務は組織上は税目別に設けられておらず、全ての税目に係る滞納徴収を納税課が担当している。これは滞納税額の徴収に際して、税目別に異なる対応が執られるものではなく、各滞納者に対して全税目の滞納額の徴収活動を一括して行っているためであり、他の多くの自治体も同様である。このため、徴収業務については税目にかかわらず、その業務全体を監査対象としている。

徴収に関する組織体制の整備状況

高松市の徴収担当組織が必要十分なものであるかを確かめるため、その整備状況を視察及び質問により検討した。

徴収業務の執行状況

徴収業務に係る法定手続及びその他の必要な手続が適正に執行されているか否かを確認するため、収納及び滞納整理手続の質問を行い、関連資料を閲覧した。特に滞納整理状況については、滞納者・滞納額の把握の網羅性及び滞納者に対する措置の適切性を検討するため、滞納者・滞納額の把握方法を質問し、管理帳票の十分性を吟味するとともに、抽出したサンプルについて滞納者への納付督促、財産調査及び差押え等の手続が適時かつ適切に実施されているか否かを検討した。

不納欠損の処理状況

不納欠損に係る手続が法令を遵守して適正に執行されているか否かを確認するため、不納欠損処理額の把握方法、処理手続の質問を行い、関連資料を閲覧した。また、不納欠損処理に至るまでに滞納者に対して事前に十分な措置が講じられているか否かを検討した。

5. 外部監査の実施期間

平成 14 年 6 月 24 日から平成 15 年 1 月 31 日まで

6. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	5 名
弁護士	1 名
税理士	1 名
会計士補	1 名

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 市税の概要

1. 市税の種類及び事務手続について

市税は、高松市の歳入額の 48%（平成 13 年度）を占める主要項目である。高松市においては、普通税として個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税を、目的税として入湯税、事業所税を課税している。

(1) 市税の種類、徴収方法について

市税の種類

(a) 個人市民税

毎年 1 月 1 日現在、市内に住所を有する個人、あるいは市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者を納税義務者とし、均等割額と所得割額の合計によって算出される。均等割額は、前年中の所得の金額が市の条例で定める一定の金額以上の者に対して、一定額が課税されるもので、所得割額は、前年中の所得から算定される課税標準額に税率を乗じて計算される。

徴収方法は、給与所得者以外の者に対する普通徴収と、給与所得者に対する特別徴収（所得税の源泉徴収に準ずる方法）がある。

(b) 法人市民税

市内に事務所又は事業所を有する法人等を納税義務者とする税金であり、均等割額と法人税割額の合計額によって算出された額について、申告納付の方法により納付される。

均等割額は、資本金等の額及び従業員数に応じた区分ごとに一定額が課税され、法人税割額は法人税額を課税標準とし、これに税率を乗じて計算される。

(c) 固定資産税

毎年 1 月 1 日現在における土地、家屋及び償却資産の所有者が納税義務者となる。所有者とは、土地については土地登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については建物登記簿又は家屋補充課税台帳に、償却資産については償却資産課税台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者である。

その税額は、上記課税台帳に登録された価格を課税標準とし、これに一定の税率を乗じて計算される。

なお、それぞれの資産には一定の免税点があり、これを下回る場合は課税対象とはならない。

(d) 軽自動車税

毎年4月1日現在における軽自動車等の所有者に対して、その種類に応じて一定額を課する税金である。

(e) 市たばこ税

製造たばこの卸売販売業者等が、製造たばこを売り渡す場合において、当該売り渡しに係る製造たばこに対して、その本数を課税標準として課税する税金である。

(f) 特別土地保有税

土地の所有者及び取得者を納税義務者とし、税額は所有するあるいは取得した土地の取得価格等を用いて、一定の計算式により計算される。

(g) 入湯税

環境衛生施設、消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯者に対して一定額を課するものである。

(h) 事業所税

都市環境の整備に要する費用に充てる財源とするために課するもので、「事業に係る事業所税」及び「新增設に係る事業所税」からなる。

「事業に係る事業所税」とは、事業所等において法人若しくは個人の行う事業に対して、当該事業を行う者に課するものであり、事業所床面積を課税標準とする資産割額と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割額の合計額からなる。

「新增設に係る事業所税」とは、事業所用家屋の新築若しくは増築に対し、当該事業所用家屋の建築主に課するものであり、新增設の事業所床面積を課税標準として課される。

なお、両者ともに申告納付の方法により納付され、一定の免税点を下回る場合は課税対象とはならない。

市税の徴収方法

高松市における市税の徴収方法は、以下の3種類である。

(a) 普通徴収

納税者に対して納税通知書を交付することによって、税金を徴収する方法である。課税に対する納税者の理解を得るため、納税通知書には、課税の法的根拠の他、税額算定の基礎、不服申し立ての方法等を記載しなければならないこととされている。

(b) 申告納付

納税者が課税標準額及び税額を申告し、その税額を納付する方法である。納税者自らが税額を計算、申告し、納付するため民主的で理想的な制度であるが、納税者の理解及び協力が必要とされる。

(c) 特別徴収

地方公共団体が地方税の徴収に便宜を有する者（企業等）を特別徴収義務者として指定し、当該特別徴収義務者が納税義務者から税金を直接徴収し、これを納入する方法である。

(税目別の徴収方法)

税 目	普通徴収	申告納付	特別徴収
個人市民税			
法人市民税			
固定資産税			
軽自動車税			
市たばこ税			
特別土地保有税			
入湯税			
事業所税			

滞納整理方法について

市税は期限内納付が原則であるが、事実上すべての納税者がこれを行うことはなく、滞納する税金が発生する。

滞納した税額には、延滞金が加算される。延滞金は、期限内納付の適正な実現を担保し、併せて納期限内に適正に税金を納付した納税者とのバランスを図るために設け

られている制度であり、納期限の翌日から 1 ヶ月を経過するまでの期間については年 7.3%の率（ただし、平成 12 年 1 月以降の期間からは、前年の 11 月末時点の公定歩合に年 4.0%を加えた率）で、それ以後は納付の日までの日数に応じ年 14.6%の率で算定される。

地方公共団体は、上記徴収金について、納期限後 20 日以内に書面（督促状）による督促を行うこととされており、当該督促状を発した後 10 日を経過した日までに完納しないときは、徴税職員は滞納者の徴収金につき差押えをしなければならないこととされている。一般の債権取立と異なり、裁判所を通じることなく地方公共団体が直接に差押えが可能である。差押えた財産は公売等により換価され、滞納税額等に充当される。これが滞納処分の手続である。

また、滞納に係る徴収手続には以下の制度が設けられており、滞納者の状況等を勘案して適宜必要な徴収手段が用いられている。

(a) 分割納付

分割納付は滞納額を分割で納付する方法であり、法律等に基づかない便宜上の納付方法である。分割の回数は短期間（最長 12 回程度）としており、主に少額の滞納者に対して用いられている。

(b) 執行停止

滞納者が無財産、無資力及び所在不明等で滞納処分を執行してもその実益がないと認められる場合、又は滞納者の生活を著しく窮迫させる場合に、滞納処分の執行を 3 年間停止することができる。滞納者の申請を要することはなく、地方公共団体の長が職権により決定する。執行停止が行われた場合には、滞納者に対して通知を行わなければならない。執行停止が 3 年間継続したときには納税義務が消滅し、不納欠損処理されるという効果をもつ。ただし、執行停止の期間中に、滞納者が停止の要件に該当する事実がないと認められる場合には、その停止を取消さなければならない。

上記の徴収方法によった場合でも納付が行われず、徴収不能と判断される場合には不納欠損として租税債権を消滅させる処理を行い、以後の徴収を行わない。不納欠損処理される場合は以下のとおりである。

滞納処分執行停止が継続して3年間経過した場合

滞納処分執行を停止した場合において、その徴収金が限定承認（注）に係るものであるとき、及びその他地方公共団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに納税義務を直ちに消滅させた場合

（注）限定承認：相続人が、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して行う相続の承認

法定納期限の翌日から起算して5年間徴収権を行使しない場合

(2) 市税の事務手続

高松市の市税に係る賦課、収納及び滞納整理業務は、企画財政部内の市民税課、資産税課及び納税課で行われており、その担当業務は以下のとおりである。

業 務 内 容	市民税課	資産税課	納税課
（賦課業務）			
個人市民税			
法人市民税			
固定資産税			
軽自動車税			
市たばこ税			
特別土地保有税			
入湯税			
事業所税			
（収納業務）			
（滞納整理業務）			

賦課業務について

(a) 個人市民税

(ア) 賦課事務の概要

個人市民税の賦課事務は、電算化（電子計算システム化）されており、納税義務者又は源泉徴収義務者より提出された所得税確定申告書（税務署経由で入手）、市民税申告書、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、扶養家族、配偶者特別控除等をチェックしている。チェック済みの申告書等は、情報システム課に回付され電算入力することにより、エラーリスト等の各種管理帳票が作成され、フォローされる。以上の手続により調定された前年度分個人市民税に係る納税通知書を毎年 5 月に電算出力し、納税義務者（普通徴収）又は特別徴収義務者に送付する。

(イ) 納税義務者の捕捉

課税の公平性の観点からは、納税義務者の網羅的な捕捉は非常に重要であり、また、そうすることが高松市の歳入のほぼ半分を占める市税の減少傾向に歯止めをかけることに繋がる。

個人市民税の納税義務者は、毎年 1 月 1 日現在に高松市に居住する個人である。高松市では毎年 1 月 1 日現在の住民基本台帳のデータと所得税確定申告書、市民税申告書、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書などを照合し、納税義務者を捕捉している。

納税義務者を網羅的に捕捉するためには、確定申告書、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書などを網羅的に入手することが必要であり、そのために以下の事務を実施している。

- i. 市県民税未申告等調査票による調査
- ii. 給与支払報告書未提出事業所への照会
- iii. 他の自治体及び事業所等への照会
- iv. 税務署での法定書類の閲覧

(b) 法人市民税

(ア) 賦課事務の概要

法人市民税の賦課事務は、電算化（電子計算システム化）されており、納税義務者より提出された法人開設届け及び異動届けにより電算入力又は更新し、これらの電算入力データに基づき出力された申告書・納付書を申告期限の約1ヶ月前に納税義務者である法人に送付している。その後、納税義務者が作成し、提出した申告書及び金融機関等から回収した納付書は、情報システム課に回付され電算入力され、エラーリスト、未申告リスト等の各種管理帳票が出力され、フォローされる。

なお、法人税割額については、高松市に事業所のある全法人の法人税額のデータは、香川県を通して全国の国税当局から入手して電算処理することにより、申告書データとシステム上自動照合されている。

(イ) 納税義務者の捕捉について

高松市では、法人市民税に係る納税義務者の網羅的な捕捉のため、以下の事務を実施している。

- i. 未申告法人状況調査票による調査
- ii. 商業登記簿の確認
- iii. 地元経済情報誌と電算入力データとのチェック
- iv. 香川県が実施した電話帳調査データの活用

(c) 固定資産税

(ア) 賦課事務の概要

固定資産税の賦課事務は、電算化（電子計算システム化）されており、土地・建物で登記されているものは、法務局より異動通知書入手し、また、未登記建物については建築確認申請書、家屋滅失届出書等により電算入力又は更新している。なお、機械、備品、車両等の償却資産については、毎年1月31日期限内で償却資産申告書が納税義務者より提出され、電算入力される。そして、資産税課ではそれらの電算登録データに基づき出力された毎年1月1日現在の納税義務者に固定資産税納税通知書を原則毎年4月に郵送している。

(4) 納税義務者及び課税客体（課税対象固定資産）の捕捉について

高松市では、納税義務者及び課税客体の網羅的な捕捉のため、以下のような事務を実施している。

- i. 法務局より異動通知書の入手
- ii. 現場確認の実施
- iii. 航空写真の作成
- iv. 消防局の火災情報の入手
- v. 税務署での法定書類の閲覧
- vi. 法人設立届及び支店開設届のフォロー

(d) 軽自動車税

(ア) 賦課事務の概要

軽自動車税の賦課事務は、軽自動車税申告書等を入手し、これを電算入力して管理している。毎年4月1日現在の電算入力データに基づき出力された軽自動車税納税通知書を納税義務者に5月1日付で送付している。原動機付自転車（排気量125cc以下の二輪）については、納税義務者から軽自動車税申告書（二輪の販売店経由が多い。）、廃車申告書及び名義変更申告書を入手する。

また、軽自動車（排気量660cc以下の三・四輪）及び排気量125cc超の二輪については、軽自動車検査協会又は香川陸運支局より軽自動車税申告書兼台帳及び廃車に関する申告書を入手している。

(イ) 納税義務者の捕捉について

i. 原動機付自転車について

軽自動車税申告書は、ナンバープレート交付申請を兼ねており、道路交通法上、ナンバープレートがないと車両は公道を走行できないため、課税客体（課税対象車両）は事実上网羅的に捕捉されることになる。

ii. 軽自動車等について

軽自動車等の車両登録及びナンバープレート交付は、公的な機関である軽自動車検査協会及び香川陸運支局が実施しており、高松市における課税客体の電算入力も前述のとおり当該車両登録にリンク（連動）しているため、課税客体は網羅的に捕捉されるシステムになっている。

(e) 事業所税

(ア) 賦課事務の概要

事業所税の賦課事務は電算化（電子計算システム化）されており、納税義務者より提出された事業所等新設・廃止申告書等により入力又は更新された電算登録データに基づき出力された申告書・納付書を申告期限の約 1 ヶ月半前に納税義務者に送付している。その後、納税義務者が作成し、提出した申告書及び金融機関等から回収した納付書は、情報システム課に回付され電算入力され、エラーリスト、集計表等の各種管理帳票が出力されるほか、課税台帳、調査台帳を更新する。

(イ) 納税義務者の捕捉について

i. 新增設に係る事業所税

建築確認申請書により、免税点を超える新增設を捕捉している。新增設に係る事業所税の免税点は、事業所床面積 2,000 m²以下であるが、下記の事業に係る事業所税の免税点が事業所床面積 1,000 m²以下であり、その納税義務者の捕捉にも利用するため事業所床面積 1,000 m²以上の新增設を対象に調査している。

ii. 事業に係る事業所税

上記の新增設に係る事業所税で捕捉した事業所を継続的にフォローしている。ただし、その後の事業所床面積、所有者等の異動については、納税義務者の申告と事業所用家屋の貸付申告指導により把握しているが、免税点の 1 つである従業者割（100 人以下）については、特にチェックを実施していない。

収納業務について

市税の収納方法は、指定金融機関等を経由（振込又は引落）する方法及び市役所内の納税課窓口での現金納付による方法に大別される。前者の場合、指定金融機関で入金データが取りまとめられ、高松市出納室へ当該データが転送されるとともに、領収済通知書が送付されてくる。入金データは収納システムに転送され、賦課データと自動照合が行われることにより、納付額の消込みが実施されている。

後者の場合も納税課窓口で現金納付が行われるものの、納税課職員が市役所内に開設されている指定金融機関へ現金及び領収済通知書を持参し、上記入金データに含まれて収納システム内で自動照合が行われている。

このため、高松市では納付されるべき金額と実際に納付された金額の消込み作業は、同システム内での自動照合に全面的に依拠している。

なお、高松市では、個人県民税の徴収・収納事務について法定委任されており、県民税の収納もあわせて実施している。

(3) 高松市の収納率向上への対策について

高松市では市税等各種収入金の収納率向上に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図り、市財政の健全化と市民の負担の公平に資するため、平成 14 年 9 月に「高松市収納対策推進本部」を設置した。このなかで市税の収納率向上対策として、以下の実施計画を策定し、今後実施する方針である。

自主納税意識の高揚・広報の充実

「広報たかまつ」における税特集や納期日のお知らせ掲載、高松市ホームページの活用、税務相談などにより市民への税情報の提供を十分に行い、自主納税意識の高揚を図る。

口座振替制度の拡充

納税通知書や督促状発送時に口座振替制度加入の勧奨、取引金融機関の拡大、「広報たかまつ」による加入PR等により、口座振替制度の利用を促進する。

納税教育の推進

将来の納税者である小・中学生に対し、税についての教育を教育部と連携して進めていく。

滞納者への納付指導の強化

納付指導の早期着手、大口・累積滞納者への指導、臨戸(注)による指導や特別滞納整理月間の実施等により、滞納の早期解決を図る。

(注)臨戸とは、市職員が滞納者宅へ自ら出向くことである。

滞納整理の強化推進

滞納整理基準(指針)を策定し、厳正・的確な滞納処分の執行を計画的かつ効率的に実施することにより、滞納額の累積防止を図る。

特別徴収制度の推進

特別徴収未実施の事業所に対し、制度の周知徹底及び協力を求める。

職場の活性化

新規職員研修や香川県都市税務協議会等各種協議会への参加、高松税務署等外部講師による研修、課内・係内会議の充実などにより、日常的に意見交換や情報交換を頻繁に行い、計画的な研修や自己研鑽による知識の集積に努める。

その他の収納率向上対策

納期を増やし期別ごとの負担額を少なくする等、納付しやすい方策の検討や社会情勢の変化に対応し、コンビニエンスストアでの収納の取扱等、納付方法の見直しなどを将来に向けて検討する。

2. 市税の賦課及び徴収に関する分析

(1) 一般会計歳入総額等の状況

歳入項目別の経年比較

(単位：百万円)

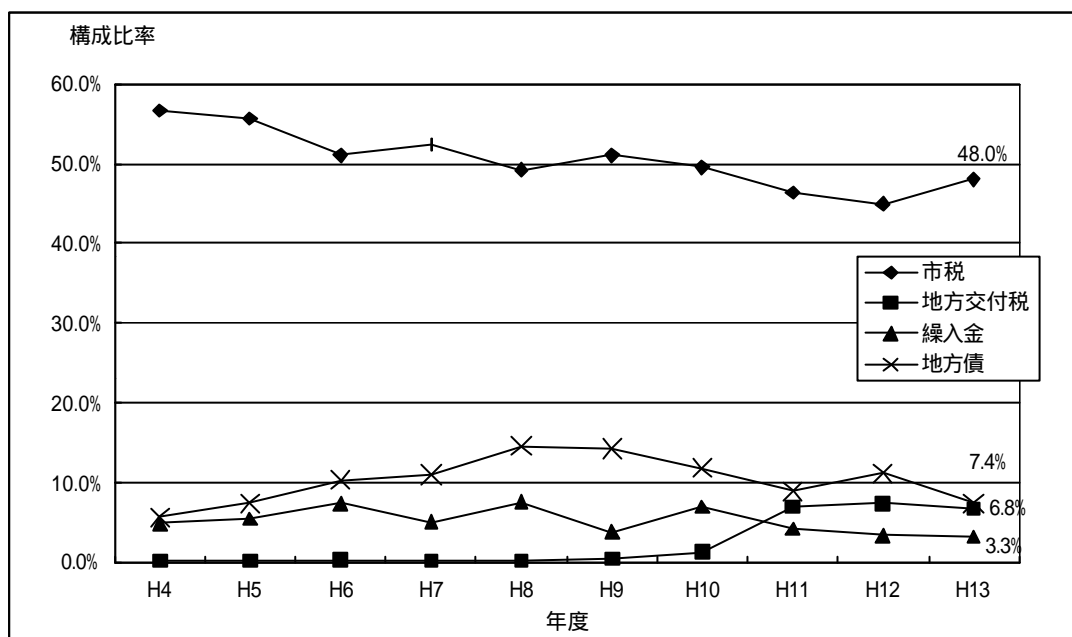
区 分	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
市 税	56,115	54,702	52,490	55,306	59,044	60,022	58,666	58,007	56,114	56,546
地方譲与税	2,495	2,722	2,738	2,756	2,837	1,538	862	890	911	917
利子割交付金	1,597	1,830	2,632	2,271	1,001	885	633	637	3,313	3,156
地方消費税交付金	-	-	-	-	-	933	4,152	3,930	4,053	3,961
ゴルフ場利用税交付金	27	25	24	22	19	22	22	19	16	16
特別地方消費税交付金	65	70	57	59	60	116	129	124	24	2
自動車取得税交付金	711	697	731	757	769	721	588	593	582	560
地方特例交付金	-	-	-	-	-	-	-	1,417	2,165	2,229
地方交付税	329	304	412	325	338	611	1,649	8,887	9,303	8,007
交通安全対策特別交付金	93	87	84	82	83	87	90	92	82	93
分及び負担金	1,517	1,667	1,807	1,961	1,912	2,114	2,188	2,257	1,555	1,681
使用及び手数料	1,323	1,457	1,506	1,590	1,672	1,727	1,748	1,881	1,912	1,947
国庫支出金	10,094	10,954	11,810	11,958	13,882	12,766	13,424	18,882	13,994	14,943
県支出金	3,459	3,353	3,191	4,518	6,002	6,202	6,687	4,683	5,626	4,540
財産収入	4,506	2,862	2,282	987	451	289	380	281	485	459
寄附金	14	1	85	16	13	13	10	20	138	41
繰入金	4,902	5,437	7,648	5,412	9,114	4,571	8,328	5,406	4,307	3,864
繰越金	2,585	2,066	1,907	2,325	2,199	2,403	1,832	2,450	2,918	3,349
諸収入	3,434	2,683	2,695	3,506	3,029	5,770	2,871	3,375	3,251	2,658
地方債	5,720	7,360	10,695	11,731	17,535	16,890	14,042	11,288	14,078	8,761
歳入合計	98,984	98,278	102,795	105,580	119,960	117,678	118,304	125,117	124,824	117,731

(注)上表は、高松市作成の「高松市各会計決算統計」より作成した。

高松市は市税収入が比較的多い市であり、平成8年度までは普通交付税（上表では地方交付税に含まれる。）の不交付団体であったが、その後の税収の減少に伴い、平

成 9 年度より普通交付税の交付を受けている。平成 11 年度以降に普通交付税が増加しているが、これは同年度に高松市が中核市となり、従来、香川県が行っていた業務の一部が高松市に移譲されたことにより、当該業務に関して香川県に交付されていた普通交付税（約 33 億円）が高松市に移管されたことの影響もあるが、大部分は予算規模が増加しているものの市税収入額が減少したため、これを賄う財源としての普通交付税が増加したことによるものである。

一般会計歳入総額に対する主要歳入項目構成比率の経年比較



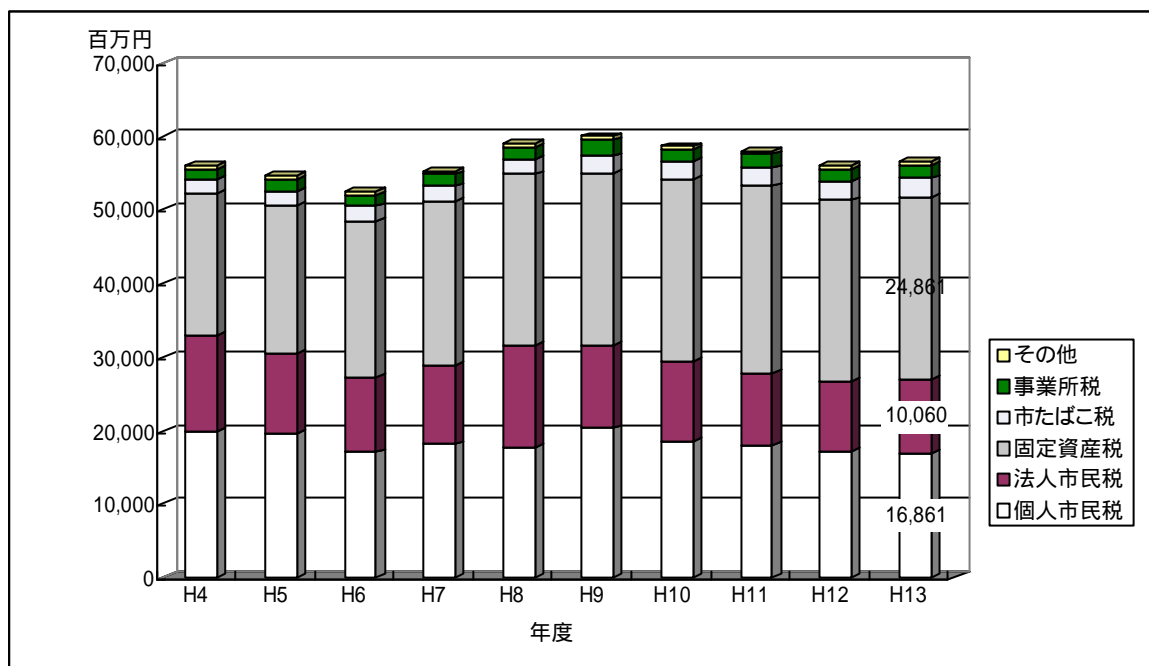
(注)上表は、高松市作成の「高松市各会計決算統計」より作成した。

平成 4 年度以降、歳入総額に占める市税の構成比率は低下傾向にある。平成 9 年度までは市税収入額は増加しているものの、地方債起債、地方交付税、地方消費税交付税等の増加に伴う歳入合計額の増加がこれを上回っていたために市税の構成比率は低下している。また、平成 10 年度以降の市税の構成比率は、市税収入自体の伸び悩みによりさらに低下している。ただし、平成 13 年度は、市税収入額は増加していないものの、緊縮財政に伴う予算規模の縮小により市税の構成比率は若干上昇している。

以上のことから、最近 10 年間の高松市の歳入は、市税収入の構成比率が低下している反面、地方債及び地方交付税の構成比率が相対的に上昇しており、地方債及び地方交付税への依存度が高まっていると言える。

(2) 市税収入額の状況

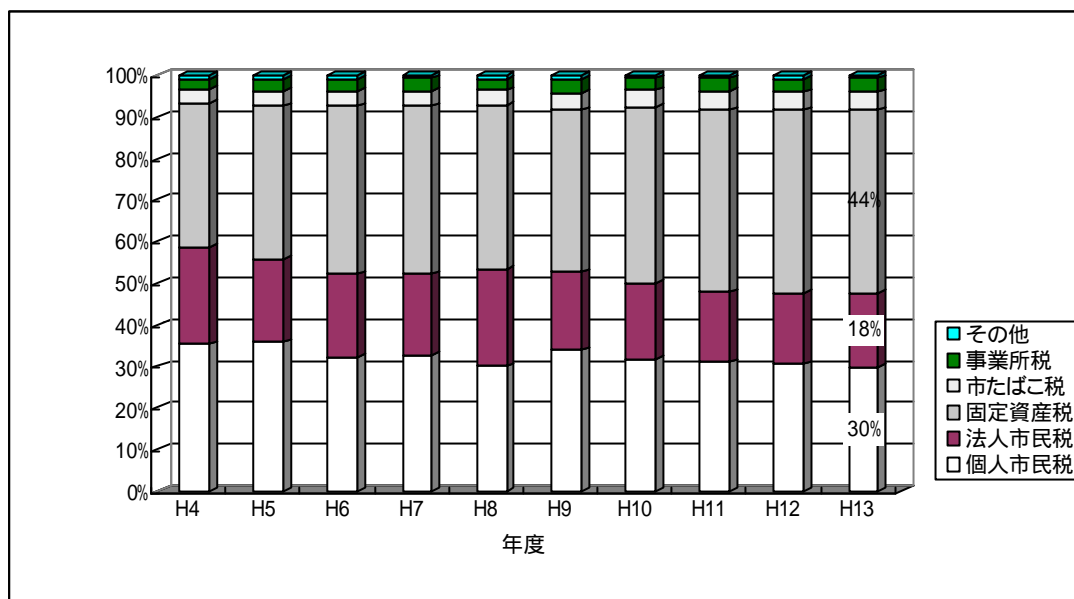
税目別の経年比較



(注)上表は、高松市作成の「高松市各会計決算統計」より作成した。

市税収入額は平成 9 年度までは増加傾向にあり、同年度をピークに減少傾向にある。高松市の市税収入は固定資産税、個人市民税及び法人市民税により大部分が賄われている。経済環境の影響を受けやすい個人市民税及び法人市民税はその増減額が大きく、市税収入総額の増減にも大きな影響を与えている。平成 9 年前後は住専問題等による金融環境の悪化が進行し始めた時期であり、これ以降に企業の倒産件数も増加しており、経済環境の悪化による影響を大きく受けて減少しているものと考えられる。他方、固定資産税については、所得の増減が調定額に影響を与えないため、経済環境の悪化の影響を受けず、その収入額は比較的安定している。

税目別構成割合の経年比較



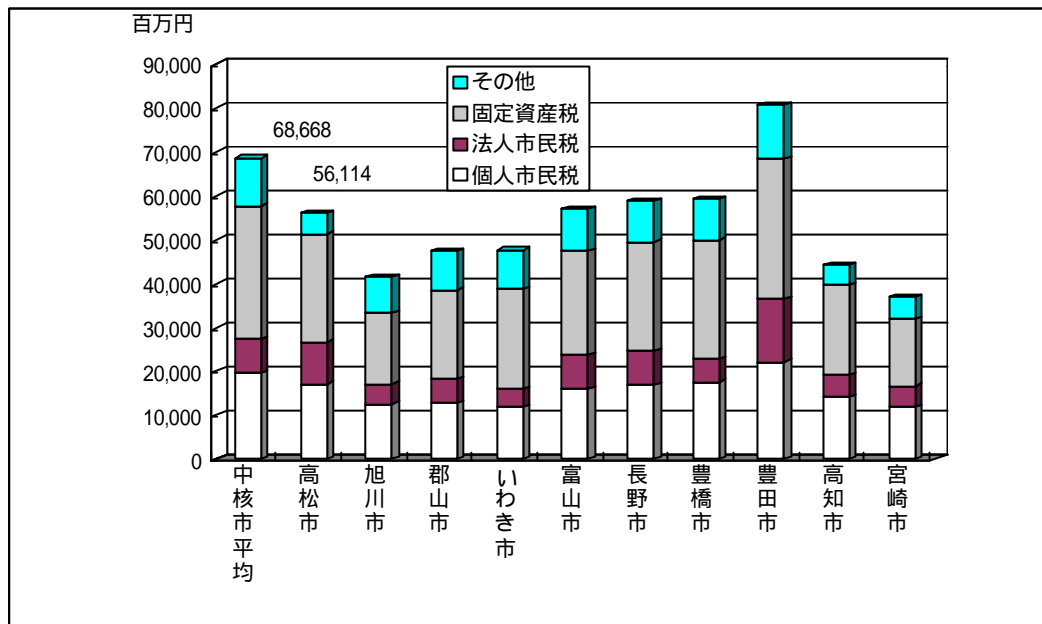
(注)上表は、高松市作成の「高松市各会計決算統計」より作成した。

平成 9 年度をピークに個人市民税及び法人市民税の収入額が減少傾向にあり、他方で固定資産税の調定額は安定しているため、市税のなかでの固定資産税の構成比率は上昇しており、その重要性が増している。

(3) 市税収入額の中核市間比較

平成 12 年度における高松市の市税の状況を他の中核市と比較した結果は、以下のとおりである。なお、比較対象とした中核市は、高松市の人口（約 33 万人）と同規模の中核市(9 市)とした。

平成 12 年度税目別の中核市間比較

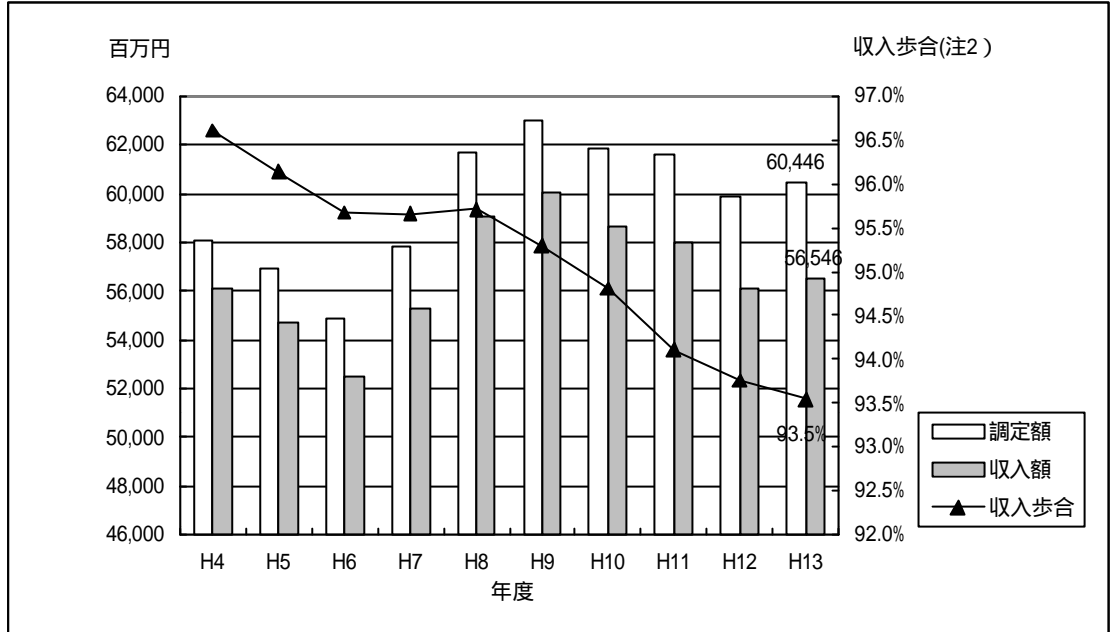


(注)上表は、「地方財政統計年報」より作成した。

高松市の市税収入総額は、豊田市等には及ばないものの他の同規模の中核市に比べて高い部類に属している。

(4) 徴税事務の執行状況

収入歩合（現年課税分及び滞納繰越分合計）の経年比較

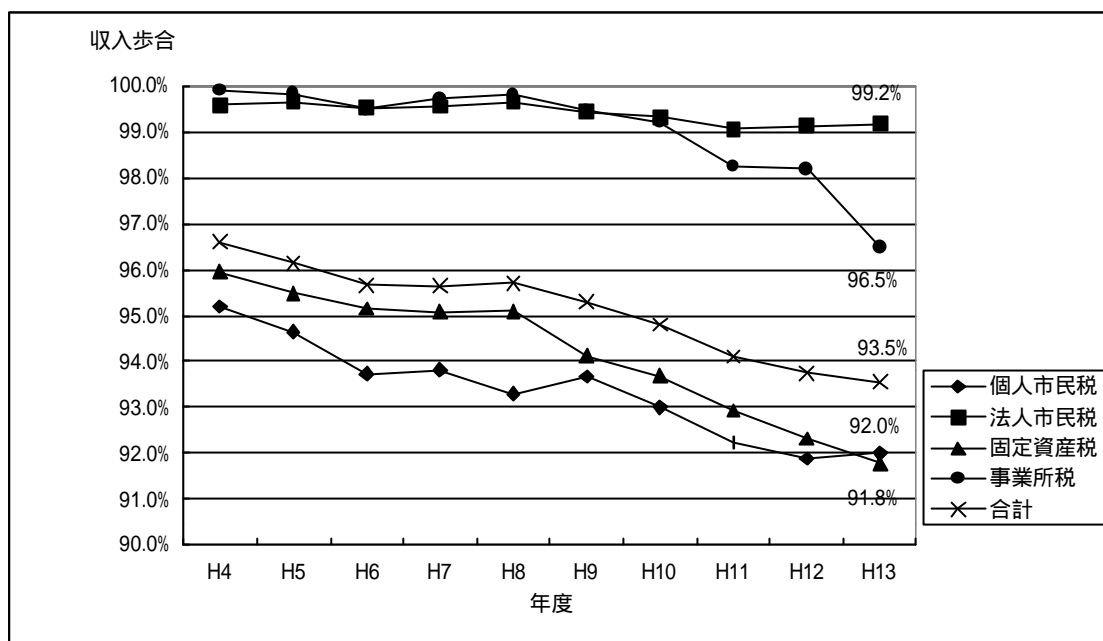


(注1) 上表は、高松市作成の「市税の決算推移」より作成した。

(注2) 収入歩合 = {実際に収納された「収入済額」} ÷ {当年度に徴収すべき「調定額」

(現年課税分調定額及び滞納繰越分調定額)} × 100%

税目別収入歩合（現年課税分及び滞納繰越分合計）の経年比較

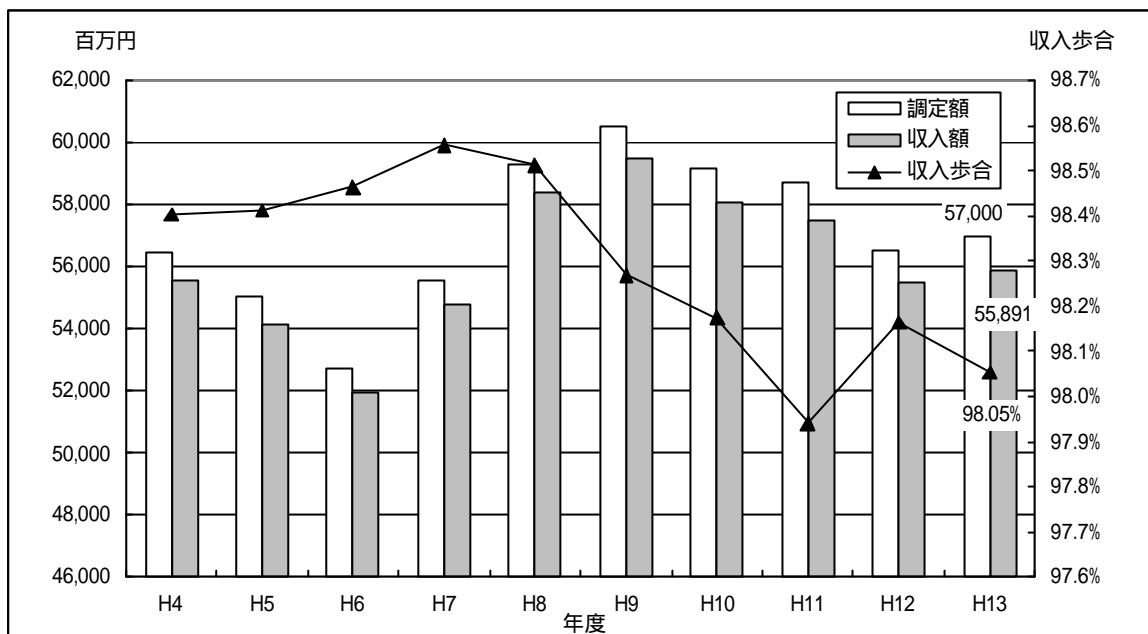


(注)上表は、高松市作成の「市税の決算推移」より作成した。

最近 10 年間の収入歩合は、平成 9 年度以降低下傾向にある。この原因は、市税に占める構成割合が高くなってきている固定資産税の収入歩合が相対的に低下しているためと考えられる。

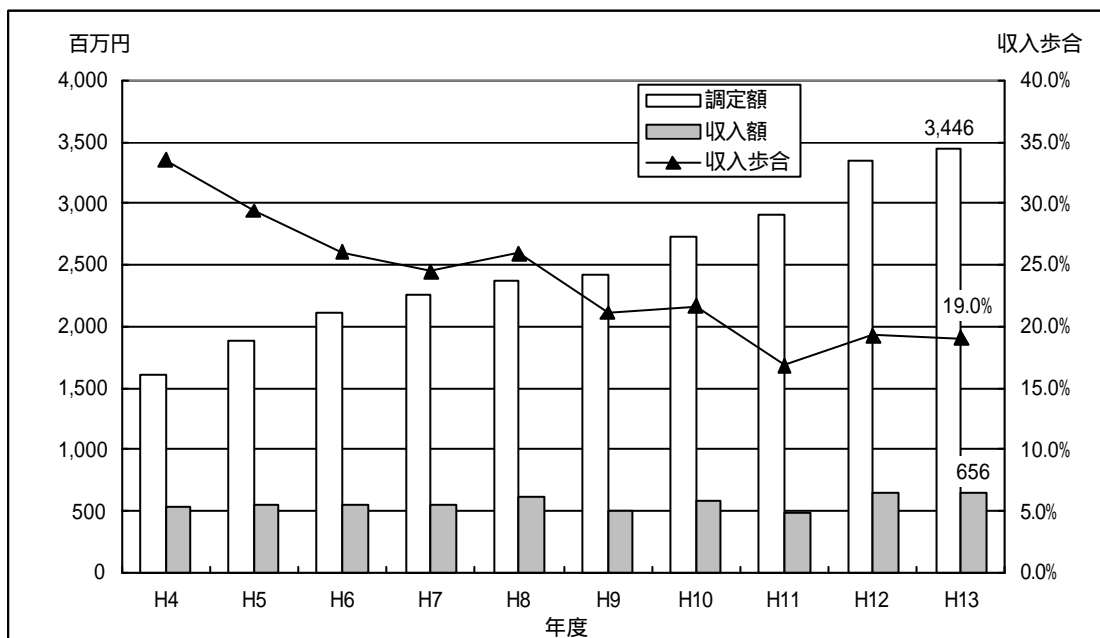
固定資産税の収入歩合低下の一因は、バブル経済時に借入資金で高額不動産を取得した後、土地価格等の下落で当該不動産の収益性が悪化し、納税が困難となっている者が増加しているためと考えられる。このような場合、滞納者の所有不動産は既に担保権が設定されており、さらに当該不動産の担保価値も下落しているため、市が差押し、公売を実施しても滞納税額の回収に至らないことが多く、滞納額は累積する傾向がある。

現年課税分の収入歩合経年比較



(注)上表は、高松市作成の「市税の決算推移」より作成した。

滞納繰越分の収入歩合経年比較

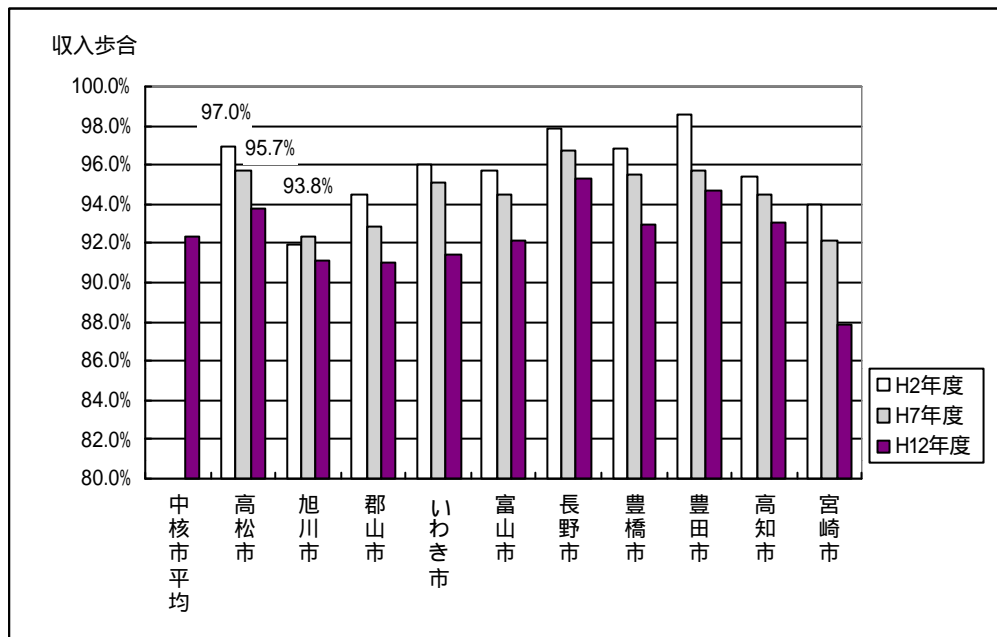


(注)上表は、高松市作成の「市税の決算推移」より作成した。

一旦滞納となった滞納繰越分の収入歩合は、現年課税分に比して相当低くなっている。

また、平成 8 年度以降、現年課税分収入歩合の低下に伴い、滞納繰越分が累積的に増加している。滞納繰越分が増加しているものの、その収納額がほとんど増加していないため、滞納繰越分の収入歩合は平成 4 年度から一貫して低下傾向にある。

収入歩合の中核市間比較

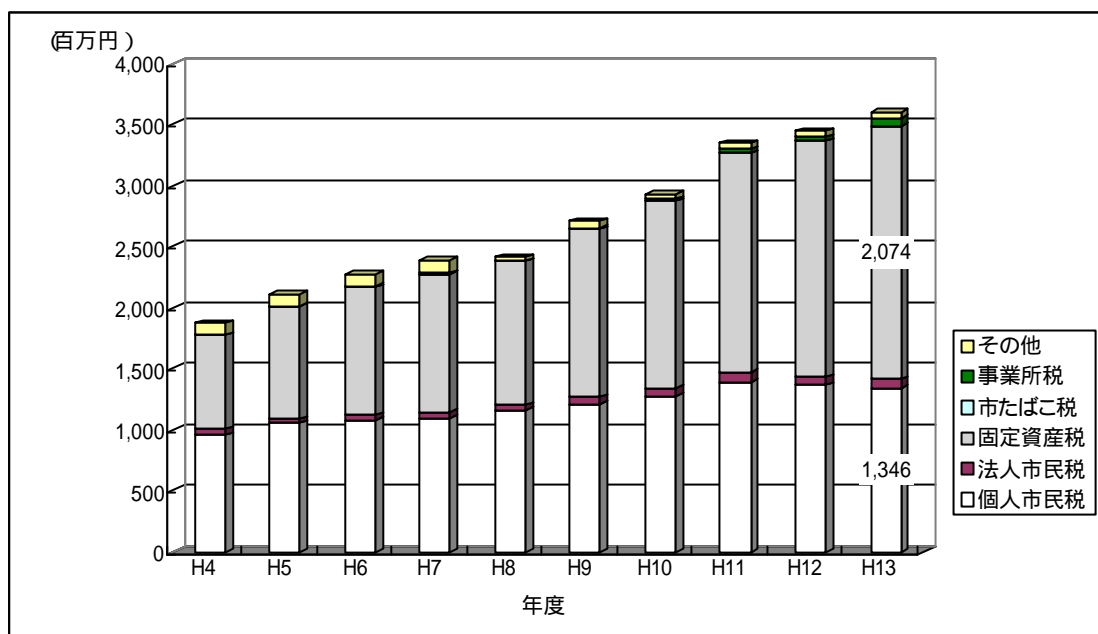


(注) 上表は、各中核市への問合せにより入手した結果により作成している。なお、中核市は平成 8 年度より制度化されたため、平成 2 年度及び 7 年度の中核市平均データはない。

高松市の収入歩合は、長野市及び豊田市には劣るものの中核市の平均より良く、比較的良好であるが、他の中核市同様に悪化傾向にある。

(5) 市税収入未済額（滞納税額）及びその処理状況

収入未済額（滞納税額）の税目別経年比較



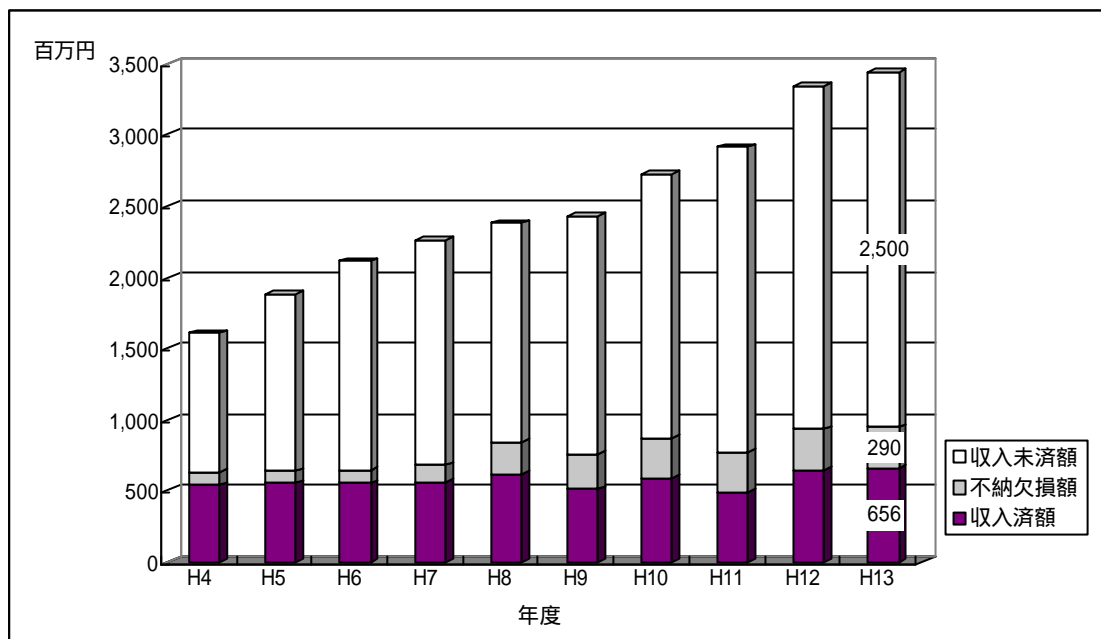
(注)上表は、高松市作成の「市税の決算推移」より作成した。

収入歩合が平成 8 年度から低下傾向にあるため、滞納税額もこれに対応して同年度から増加傾向にある。なかでも固定資産税及び個人市民税の滞納税額が増加している。

固定資産税は前述した地価下落に伴う不動産の収益性悪化により、納付が困難となっている者が増加しているためである。

個人市民税の滞納税額の増加は、失業の増加や個人事業主の所得の減少によるものである。個人市民税の高額滞納者のなかには、借入返済資金捻出のために個人所有の不動産を売却した際に生じる課税所得に係るものも多い。個人市民税の課税が前年度の所得に対して行われ、売却時に得られた資金が直ちに納税資金として納付されないことも滞納の一因となっていると考えられる。

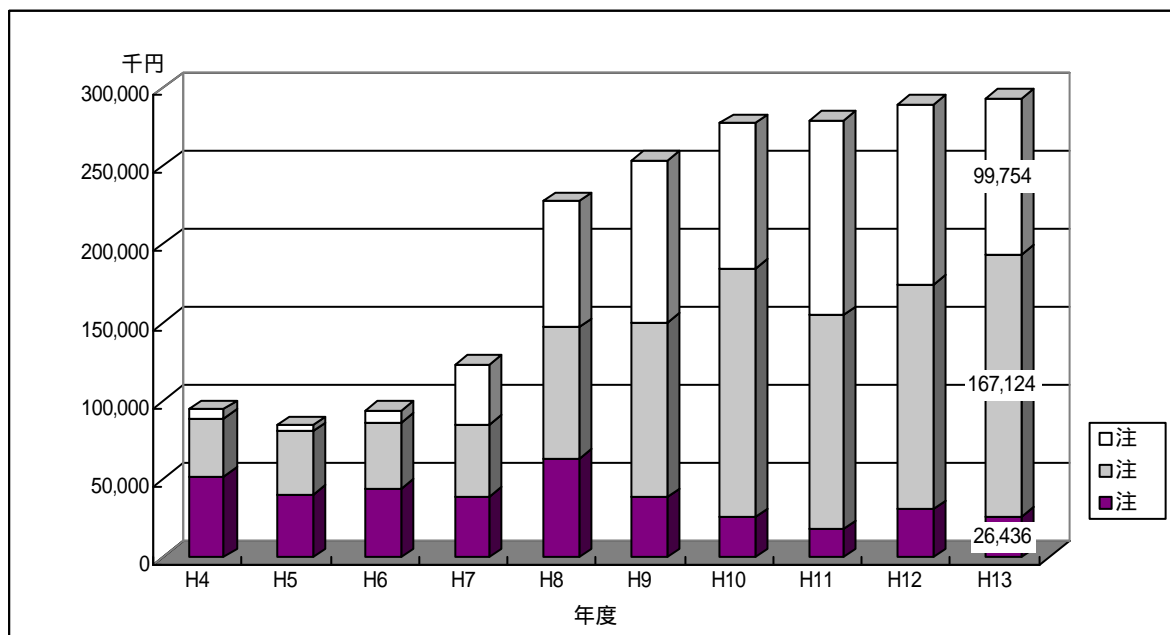
収入未済額（滞納税額）処理状況の経年比較



(注)上表は、高松市作成の「市税の決算推移」より作成した。

滞納税額の大部分は、収入未済額としてさらに翌年度に繰越されている結果、収入歩下が低下傾向となった平成 8 年度以降は、時効等により不納欠損処理額も増加している。

不納欠損処理額の事由別経年比較



(注1)上表は、高松市作成の「市税概要」より作成した。

(注2)上記及び下記グラフの内訳は、以下のとおりである。

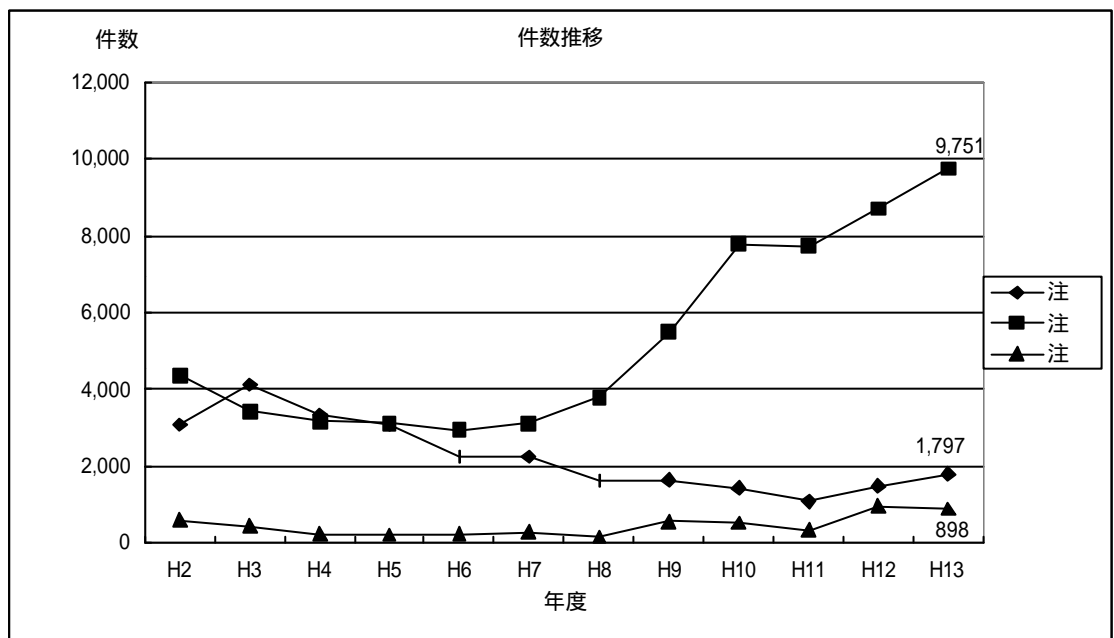
滞納処分の執行停止後、3年間を経過したもの

法定納期限の翌日から起算して5年間徴収権を行使しないため時効となったもの

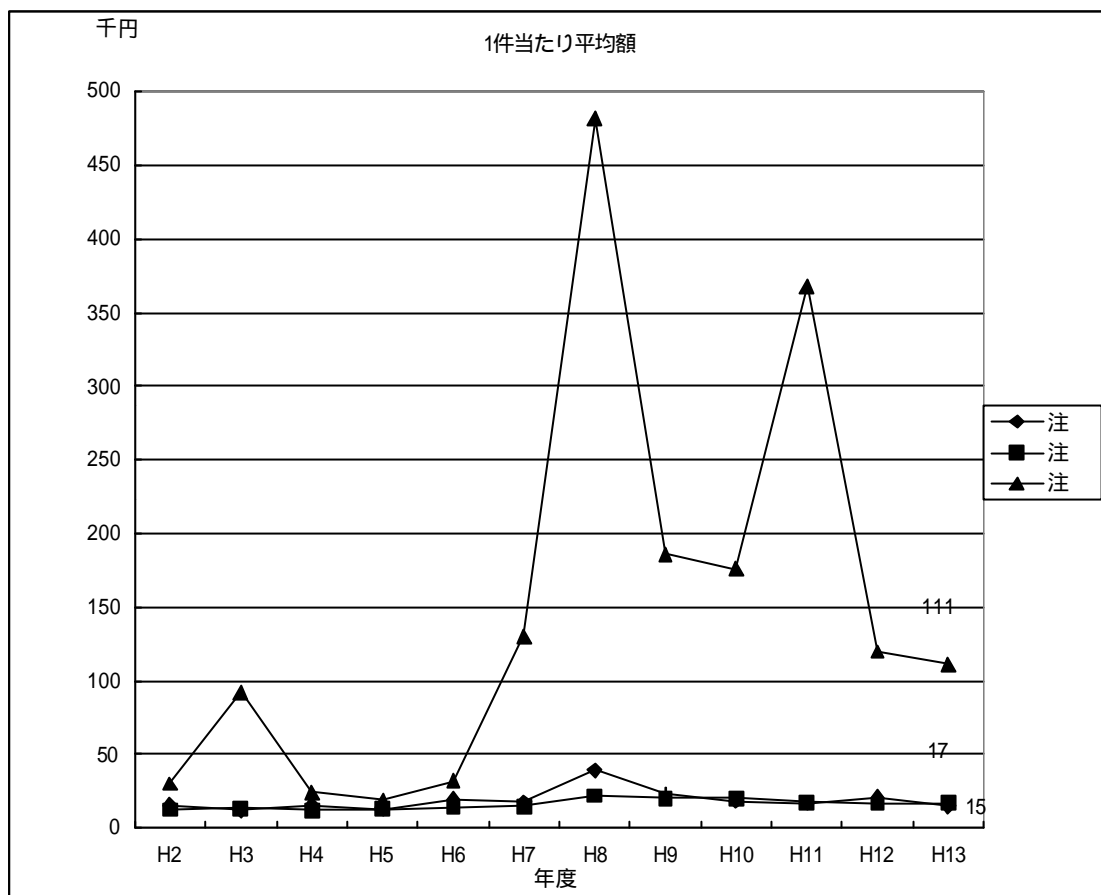
滞納処分の執行停止した場合で徴収することができないことが明らかなもの

不納欠損処理額は、平成8年度から急増している。この要因としては、平成元年の株価急落に始まるバブル経済の終焉により、同年から徐々に増加し始めた収入未済額が平成8年度以降に時効を迎えることになったこと、及び平成8年度の住専問題に始まる金融情勢の悪化で企業倒産数が全国的に増加し始めたこと等が考えられる。

(不納欠損処理の事由別件数推移)



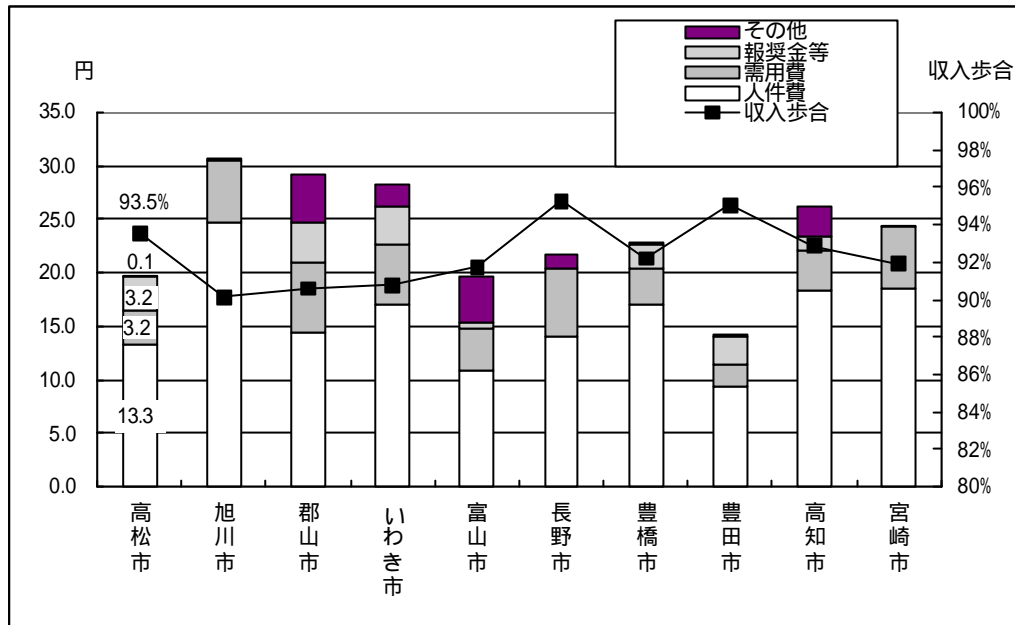
(不納欠損処理の事由別の1件当たり平均額推移)



平成8年度以降、時効による不納欠損処理(注)の1件当たり平均額は増加していないものの、その件数が急増し、不納欠損処理額を増加させている。また、即時に不納欠損処理したもの(注)は、その発生件数及び1件当たり平均額がともに増加しており、法人及び個人の破産等の件数が増加するとともに、その規模も大きくなっている。

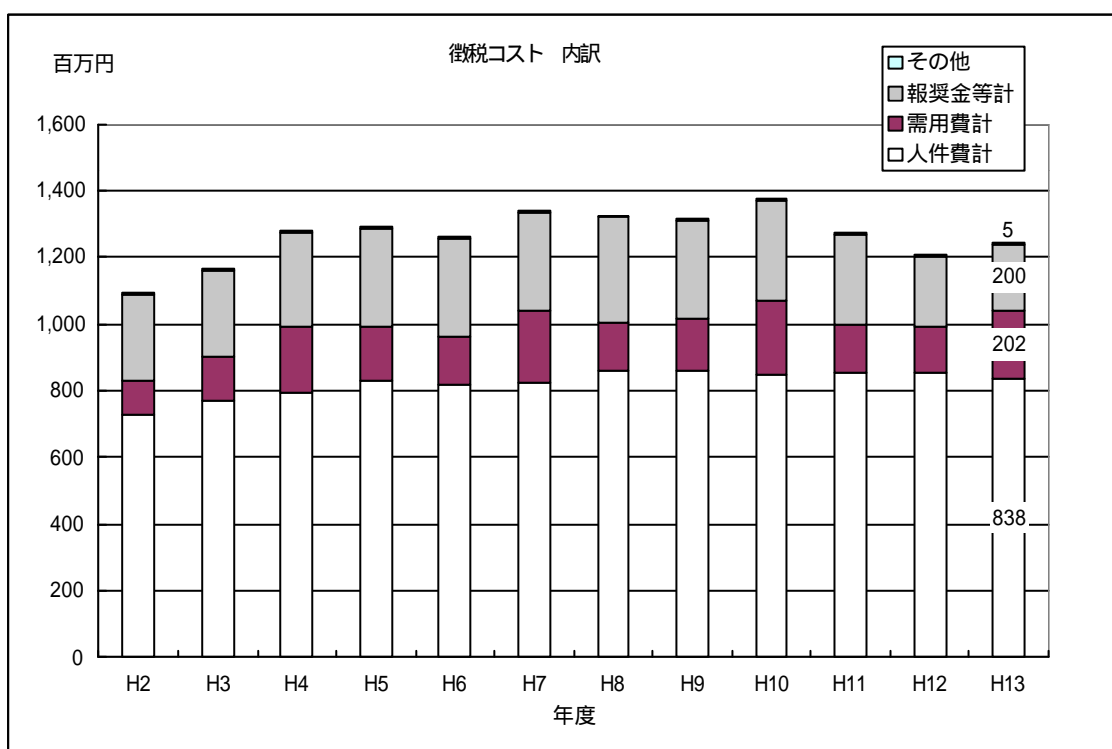
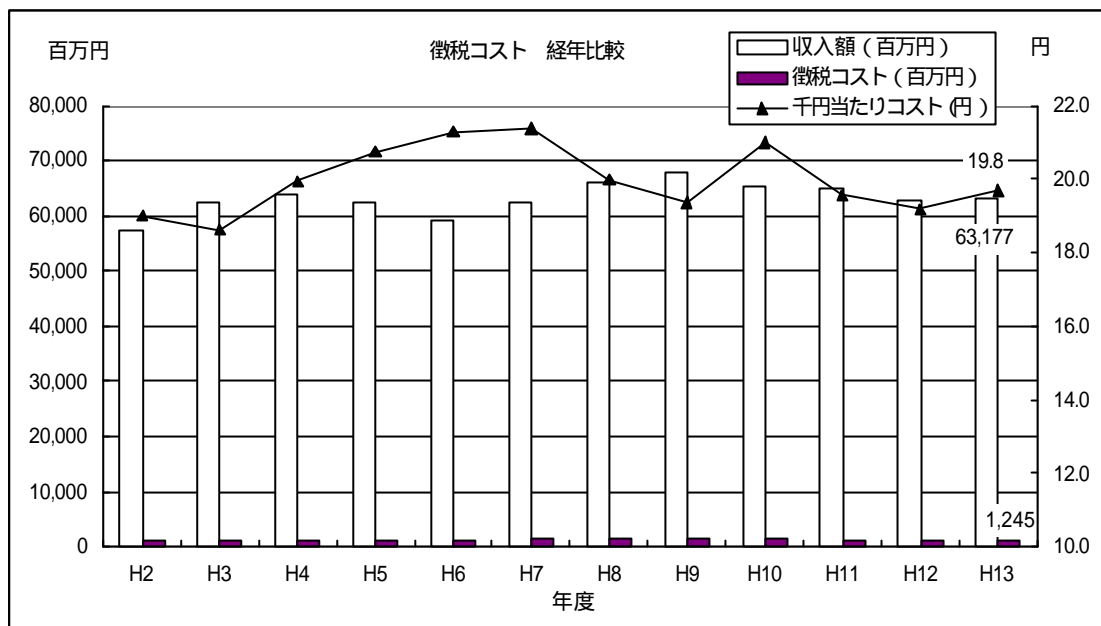
(6) 徴税コストの分析

年収 1 千円当たり徴税コスト、収入歩合の中核市間比較



平成 13 年度の年収 1 千円当たり徴税コストについて、他の 9 中核市と比較した結果、高松市は 3 番目に低く、平均値 (23.3 円) と比較しても低い水準である。ここで年収 1 千円当たり徴税コストと収入歩合の関係をしてみると、一般に収入歩合の高い中核市の年収 1 千円当たり徴税コストは低いことが分かる。これは主に、納期内納付に伴う現年課税分調定額の収入歩合が高いことが起因していると考えられる。また、前納報奨金等の制度の有無又は規模が必ずしも収入歩合の良否に相関関係を持っていないといえる。

徴税コスト経年比較



高松市の税収 1 千円当たり徴税コストは、平成 3 年度から平成 7 年度まで上昇傾向であった。これは収入額が平成 4 年度以降減少している反面、人件費等の費用が上昇していたためである。その後、平成 7 年度以降は平成 10 年度及び平成 13 年度を除き減少しているが、これは平成 8、9 年度は収入額の増加により、また平成 11 年度以降は報奨金等を抑制したことが原因と考えられる。

また、平成 10、13 年度において、税収 1 千円当たり徴税コストが上昇しているのは、土地・家屋等固定資産の評価替のための委託料等が増加したためである。

III. 監査結果

高松市における徴税事務の執行状況について、下記のとおり一部改善を要する事項が認められた。適切な改善措置を講じられたい。

1. 法人市民税の賦課業務について

(1) 法人市民税申告書処理エラーチェックリストについて

高松市では、法人市民税申告書の内容チェックに当たって、その内容が複雑で、件数も多いことから、事務処理を迅速、かつ正確に実施するため、電算システムによる独自のチェックシステムを導入している。

当該システムより出力された法人市民税申告書処理エラーチェックリストを閲覧した結果、システムのプログラムミスにより不必要なエラーデータが大量に出力されていたが、原因の究明がなされておらず、長期間放置されていた。

調査の結果、当該チェックシステムにプログラムミスがあり、均等割分割法人以外の法人について、プログラム上「スペース」（空欄）とすべきところを誤って「0」（数値）としていたことが原因であった。

不必要な大量のエラーデータの出力は、出力紙の無駄であり、さらに業務の効率性を著しく低下させるため、早急に改善するとともに、今後はプログラムミスの発見時に直ちに修正すべきである。

(2) 法人の支店等設置に伴う法人市民税の賦課について

法人市民税の申告漏れとなっている支店等を高松市が調査等により捕捉した場合、当該法人がその支店等を設置した時点に遡って税務申告することになる。高松市では、過年度分についても申告書を送付し申告を促しているが、捕捉した年度以降分しか法人市民税を納付していない法人もある。このような法人に対しては、時効にかからない範囲で、支店等を設置した時点に遡って税務申告させる必要がある。

2. 固定資産税の賦課業務について

(1) 土地及び家屋の実地調査について

高松市は、土地及び家屋に関する課税客体（課税対象）の異動事実の確認のために、実地調査を行っているが、その際に作成される家屋滅失届出書の確認事項記入欄が未記入のものが散見された。

実地調査は課税客体となる現物を直接視察することにより、課税客体の有無を確認する重要な手続であり、確認事項記入欄の調査年月日、調査員氏名及び調査結果を記入することにより、この手続が適切に行われたことを明確にする必要がある。今後は、確認事項記入欄への調査結果の記入を徹底することが必要である。

(2) 固定資産税（償却資産）の賦課方法について

固定資産税（償却資産）申告書からサンプル抽出した新規分申告の中で、申告書に記載された前年分の取得資産の中に、新規分申告にもかかわらず前年以前に取得した資産が含まれているものがあった。これらの資産については、本来、前年度においても申告・賦課すべきものである。

固定資産税（償却資産）の賦課に当たっては、納税義務者からその所有する事業用の資産について毎年度正しく申告させることが最も重要であり、そのためには申告指導時等において納税義務者に申告の重要性を十分に説明するほか、不申告者に対しては実地調査を含め、課税の強化を図るための方策を検討するとともに、過年度の税額についても可能な限り徴収すべきである。

3. 徴収業務について

(1) 執行停止処分の処理について

執行停止処分の決定が行われた滞納者のうち、ある非営利団体については固定資産税の現年課税分調定額（平成 12 年度調定額 1,155 千円）の大部分について執行停止処分が行われていた。当該団体の状況を質問した結果、財産調査による十分な状況の把握が行われておらず、執行停止処分の要件に適合しているとは考えられない。

また、減免（地方税法第 367 条）に該当するものであれば、当該法令等に基づき減免の処理を行うことが必要である。

(2) 高額滞納者への対応について

高額滞納者リストから抽出したサンプルについて、滞納者への督促・納付経過を記録した資料の閲覧及び担当者への質問を行った結果、以下の問題があった。

ある滞納者は、過去において国税当局の税務調査により個人市民税の追徴税額が生じた。これを機に当該追徴税額及び現年課税分調定額の滞納が発生し、現在、分納による納付を行っているものの、平成 14 年 12 月時点での滞納額は 16 百万円となっている。この滞納者のここ数年間の年間所得金額は、30～40 百万円程度であり、当該所得水準から推測した場合、滞納税額の支払能力には問題がないと考えられ、早期の完納を促すべきである。ただし、所得金額が十分にあって、多額の借入金等を有する場合には実際の支払能力が低いこともあるため、その状況を把握するために滞納者の財産状況を十分に調査することが必要であるが、担当者に質問した結果、財産状況が十分に調査されていない。本来、滞納者の財産状況を十分に把握して分納する額を決定すべきであり、上記のような高額所得を有するにもかかわらず高額滞納を行っている場合には、特にその調査が必要である。高松市としてはその財産状態を十分に把握した上で毅然とした態度で徴収に取り組むことが必要である。

(3) 執行停止処分後の滞納者への対応について

執行停止処分後に滞納者の財産が回復した場合には、執行停止処分の取消し（地方税法第 15 条の 8 第 1 項）を行い、滞納額の徴収を行うことが必要である。このためには執行停止処分後も滞納者の財産状況の調査を行うことが必要であるが、執行停止処分となる滞納者は今後の財産の回復がほとんど見込めない者であるため、臨戸（個別訪問）等による調査を実施していない。

執行停止処分の適用要件を考えた場合、執行停止処分となった滞納者に対して継続して調査を行っていないことは、効率性の観点からは止むを得ないと考えられる。しかし、執行停止処分後 3 年間を経過した滞納税額については不納欠損処理されるため、少なくとも不納欠損処理となる直前時に滞納者の所得等の再調査を行うことが必要である。

(4) 執行停止処分の通知手続について

執行停止処分が決定された場合は滞納者へその旨を通知することとなっているが（地方税法第 15 条の 7 第 2 項）、これを行っていない。執行停止処分は滞納者にとって重要な事実であり、その旨を知らせるべきであり、今後、適正な事務手続を行うことが必要である。

(5) 延滞金について

延滞金収入額は一般会計の款別歳入のなかでは市税に含まれておらず、諸収入として計上されてはいるが、現年課税分と滞納繰越分とに区分されていない。また、滞納者個人別の納付額は当該納付経過を記録した資料により把握できるが、滞納者のうち延滞金を納付した割合等を算定するためには、これを手作業により集計する必要があり、実際に納付した割合を把握することは困難である。しかし、任意に抽出した滞納者のサンプルを検討した結果、高額滞納者については延滞金が多額になることから、これを納付する割合が低い傾向があった。

本来、滞納者は延滞金を納付する義務があるが（地方税法第 326 条第 1 項等）、他方で納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合は減免する制度も設けられている。延滞金を減免する際には申請書を滞納者から提出させ、これを承認することとなっているが、申請書の提出が網羅的に行われておらず、さらに承認手続も行われていない。また、申請書が作成されている場合でも、氏名、住所の記入及び捺印は行われているが、理由の記載されていないものが散見された。

延滞金の制度の趣旨は、期限内納付を促すためであることから、本来はすべての延滞金減免者から申請書を提出させることが必要である。

(6) 時効の中断処理について

市税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する（地方税法第 18 条第 1 項）。ただし、その徴収権の時効は督促等を行った場合には時効の中断となり、その時点から一定の期間を経過したときから改めて時効が進行することとなっている。

高松市では差押等の場合には時効の中断処理を行っているが、分納中の場合には時効の中断処理を行っていないものがあり、時効で不納欠損処理されているものが散見された。分納による納付が行われた場合、その旨の意思表示が認められる限り納税義務の承認と認められるため（国税通則法基本通達第7章第2節第73条関係第4項の準用）、本来は時効の中断として処理すべきものである。

IV. 監査結果に添えて提出する意見

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を提出する。

1. 個人市民税における未申告者の調査方法について

市県民税未申告等調査票に基づく調査内容を検討した結果、必要と認められる場合に未申告者を呼出したうえ、未申告事由の調査及び申告指導が行われており、一定の成果はあると考えられる。

平成 13 年度において、法定資料や市県民税未申告等調査票の調査により市民税課で追加した税額は、「資料および未申告者呼出集計表」によると、以下のとおりである。

(単位：千円)

内 容	金額
資料調査により呼出し、課税されたもの	13,013
市県民税未申告等調査票により呼出し、課税されたもの	6,351
資料調査のみにより課税されたもの	6,489
香川県農業協同組合合併交付金について課税されたもの	19,550
扶養否認により課税されたもの	13,745
合 計	59,148

しかし、当該調査票は当該年度の未申告者のみが出力されるため、未申告者の異動を把握することが困難である。当年度から未申告である者と継続的に未申告である者の把握が可能であれば、未申告者には早期の対応が効果的なため、前者に対しては当年度にタイムリーな調査を行い、後者に対しては中長期的な調査計画を立案した上でローテーションによる調査を行うことで効率的かつ効果的な調査が可能と考えられる。

2. 法人市民税の課税対象法人の捕捉について

法人市民税の課税客体たる課税対象法人を網羅的に捕捉し徴税することは、課税の公平性確保の観点から重要なだけでなく、主要な歳入財源である市税の確保の観点からも極めて重要である。

高松市では、課税対象法人を網羅的に捕捉するため、独自又は国税当局及び県と協同して実施した登記簿謄本の調査、地元経済情報誌などを活用している。高松市では、これらの方法により捕捉した新設法人に対して開設申告書を送付し、申告書が提出されないときは電話により提出を促すことにより捕捉の効果を上げているが、さらに事業所から提出される源泉徴収及び特別徴収に係わる徴収書類（給与支払報告書）の照合、調査が課税対象法人の捕捉に有用と考えられる。

3. 法人市民税の未申告法人への対応について

高松市では、法人市民税の申告に関して、申告期限までに申告されていない法人を電算システムにより自動的にリストアップし、フォローしている。

具体的には、「法人市民税未申告法人リスト」及び「未申告法人状況調査票」がシステムの的に出力され、それらに基づきフォローされる。フォローの方法は、確定申告の催告状を送付するほか、該当法人及びその顧問税理士への電話確認であり、それらの結果は「未申告法人状況調査票」に記載されている。

平成 13 年度において当該電算システムによりリストアップされた未申告法人の中には、廃業、休業等によりかなり以前より申告を要しない法人が散見される。現在、このような法人については順次調査し、リストより削除しているが、その作業が遅れており、当該法人が累積的に増加する傾向がある。申告を促すべき未申告法人に対する事務執行を効率的に行うためには、当該作業を迅速に行う必要がある。

また、「未申告法人状況調査票」への調査結果の記入は、手作業で行われており、毎年度、未申告となる法人については、各年度ごとにリストアップされるため、過去の調査内容を再度手作業で記入する必要があり、非効率となっている。したがって、「未申告法人状況調査票」への記載についても電算システム化し、過去の調査結果を電算システムで一元管理することで、情報の共有化を図り、また、担当者に異動があってもスムーズな事務引継ぎが可能となる。

4. 法人市民税の従業員数のチェックについて

法人市民税の均等割額は、従業員数が 50 人超の事業者かどうかで、資本金等の金額に応じて 2 倍～7 倍強の差があるが、高松市では法人市民税申告書に記載されている従業員数をチェックしていない。事業所より給与支払報告書とともに市に提出される給与支払報告書総括表の提出人員とのチェックを実施するとともに、国税当局による税務調査との連携を図ることを検討することが望まれる。

5. 法人市民税における資本積立金額のチェックについて

法人市民税の均等割額は、法人の資本金額と資本積立金額を基礎として算定されるが、当該資本金額及び資本積立金額は、法人からの自主的な申告に任せており、高松市はチェックしていない。法人税額と同様に国税当局よりデータを入手するか、又は国税当局による税務調査との連携を図る等の方策を検討することが望まれる。

6. 電算システム間のリンク（連動性）について

高松市では、法人市民税の賦課事務に関する電算システムとして、現在、法人宛名システムと、法人市民税システムが運用されているが、両システム間のリンク（連動性）が十分でなく、法人宛名システムのデータである資本金額と法人市民税申告書とが異なる法人が、抽出したサンプル 35 件中に 7 件あった。

納付すべき法人市民税を算定する法人市民税システムは、当該申告書のデータに基づいているため、納付すべき税額に影響を与えるものではないが、法人宛名システムのデータは、法人よりの問合せ等の参考資料等に利用されており、両システムをリンクさせ、データに整合性も持たせておくことが有用である。今後、システム更新時に改善することが望まれる。

7. 軽自動車税の申告データ入手について

軽自動車及び排気量 125cc 超の二輪については、軽自動車検査協会又は香川陸運支局より軽自動車税申告書兼台帳等を紙ベースで入手し、課税に必要なデータを市民税課で電算入力又は更新している。

しかし、軽自動車検査協会や香川陸運支局側でも、管理資料として車体等に関するデータを電算入力している。当該電算入力作業については、検査協会等で実施されているものと市民税課で入力しているものに重複しているものがあると思われる。

そこで、当該データのうち、課税に必要な部分をMT等の媒体で入手し、入力作業の軽減を図ることが望まれる。

8. 固定資産税（償却資産）の課税客体の捕捉について

固定資産税のうち、償却資産に係る課税客体の捕捉については、土地及び建物のような登記制度がないことから、納税義務者である所有者に毎年度償却資産申告書の提出を求めるとしている。現在、高松市においては、申告書の提出を促すため地区担当者による申告指導調査を実施するとともに、法人設立届の閲覧や新聞、雑誌、インターネット等からも課税情報の収集を行っている。また、任意ではあるが、申告書に貸借対照表の添付を依頼しているほか、必要に応じて国税当局の法人税申告書等を閲覧するなど申告内容との照合を行っているが、これらの資料だけでは課税客体に係る正確なデータを把握することは難しく、課税客体の捕捉を網羅的に検証することは困難である。これらのことから、高松市における固定資産税（償却資産）の捕捉率は、他の税目に比して相対的に低いものと考えられ、それを向上させることが重要である。

具体的な対策としては、特に捕捉率の低いと考えられる特定の業種に絞った実地調査や、事業者が経理上及び管理上の必要から所在地別に資産の在高を記載した固定資産台帳の提出を要求することが効果的であると考えられる。

9. 事業所税の納税義務者等の捕捉について

高松市では現在、事業に係る事業所税のうち、資産割（事業所床面積での課税）の納税義務者及び課税基礎となる事業所床面積の捕捉に関して、新增設に係る事業所税については建築確認申請書を入手するほか、事業所用家屋の貸付を行うものに対しては「事業所家屋の貸付に関する申告書」を送付し申告指導を行うなど、網羅的な捕捉に努めている。

しかし、従業者割の納税義務の有無の基準となる従業者数については、現在、その正確性を検討を実施していないため、法人市民税申告書に付記されている従業者の人数を利用して従業者数の正確性の検証を行うことが望ましい。

10. 捕捉事務に関する実績集計と報告について

高松市では、納税義務者及び課税客体（課税対象）の捕捉について、市税の概要、

1. 市税の種類及び事務手続について記載したとおり、以下のような事務を行っている。

個人市民税

- ・ 市県民税未申告等調査票による調査
- ・ 給与支払報告書未提出事業所への照会
- ・ 他の自治体及び事業所等への照会
- ・ 税務署での法定書類の閲覧

法人市民税

- ・ 未申告法人状況調査票による調査
- ・ 商業登記簿の確認
- ・ 地元経済情報誌と電算入力データとのチェック
- ・ 香川県が実施した電話帳調査データの活用

固定資産税

- ・ 法務局より登記に関する異動通知書の入手
- ・ 現場確認の実施
- ・ 航空写真と家屋現況図とのチェック
- ・ 消防局の火災情報の入手
- ・ 税務署での法定書類の閲覧
- ・ 法人設立届及び支店開設届のフォロー

事業所税

- ・ 建築確認申請書のフォロー

高松市では、以上の事務により一定の成果は得られているものと考えられるが、固定資産税における法務局より登記に関する異動通知書の入手等の一部を除き、当該事務による実績及び成果が集計されておらず、また、報告書も作成されていない。高松市における当該捕捉事務に関する説明責任を確保し、かつ現在実施している事務事業評価にリンク（連動）させるためには、当該事務による実績及び成果を集計し、上司に報告することが必要

と考える。

11. 滞納整理票の利用と改善について

現在、滞納者の滞納額の納付状況、財産状況及び交渉経過の記録は、滞納者別に滞納整理票を作成し、これに記録して管理している。滞納整理票には滞納者の氏名、住所、滞納額及び所得金額が電算処理により記載されるが、財産状況及び交渉経過は手書により記載している。滞納整理票を閲覧したところ、交渉経過については記入が行われているが、財産状況についてはほとんど記載が行われていなかった。また、滞納整理票は毎年度に各滞納者について出力されるため、それらの財産状況は毎年度手作業で記入する必要があり、煩雑と考えられる。

岡山県津山市では滞納者との交渉経過の記録もデータベース化しており、また、横浜でもIT（情報技術）を本格導入して滞納者の財産状況を把握し、一定の効果を上げている。高松市でも滞納者の財産状況や交渉経過の記録・把握に際し、ITの導入による効果について検討することが必要と考えられる。

12. 滞納者への臨戸の時期について

督促状の発送によっても納付しない滞納者には臨戸（個別訪問）を実施するが、近年の滞納件数の増加及び納税課人員の不足により、時効により不納欠損となる可能性が高い滞納者への臨戸を優先せざるを得ず、その結果、新規に発生した滞納者への臨戸開始は課税年度の翌年4月以降となっている。滞納者に対する徴収は即時に実施することが効果的であり、新規に発生した滞納者への臨戸の時期を早めることが必要である。そのためには納税課の増員も検討すべきである。なお、徳島県阿南市では一定期間に全職員を挙げて徴収業務に取り組んでいる。高松市においても全庁的な体制で徴収業務を行う等、市役所職員を最大限に活用することを検討すべきである。

13. 徴税職員の配属と研修の充実について

滞納整理業務は他の業務に比べて専門的な知識が必要であるとともに、通常の窓口業務と異なり臨戸によって滞納者と個別に交渉を重ねて、滞納者の状況に応じた適切な処置を

行う必要がある。このため、その業務を効率的かつ効果的に実施するためには十分な専門知識と経験が必要である。

現在、納税課担当者の異動年数は 4～5 年を目安としており、徴税業務の習熟には 2 年程度の経験が必要とのことであるため、担当者の異動状況については問題はないと考えられる。ただし、徴税業務は通常の窓口業務と異なり、滞納者を訪問して個別に交渉を重ねて、滞納者の状況に応じた適切な処置を行う必要があるため、納税課には対外的な交渉力や判断力に長じた適切な人材を投入することが必要である。

また、徴税業務全体の効率性をさらに向上させるためには、徴税担当者の業務習熟期間を短期化させる方策も必要である。現在、新任職員研修及び徴収実務研修はそれぞれ年間 1 日ずつであり、専門的知識を有する徴税職員を育成するには日数的に不十分と考えられるため、その教育体制の整備が必要である。

14. 業務マニュアル等の整備について

監査対象税目等に係る業務マニュアル等の整備状況は、以下のとおりである。

いずれの担当課でも十分な業務マニュアル等は整備されていない。複雑な徴税事務を効率的・効果的に遂行するためには、想定しうる様々な事象についての業務手順を明確に定めた業務マニュアルを作成し、これを周知徹底することが必要である。これにより、各担当者の業務を一定の水準に保つことができ、また経験年数の短い担当者が短期間でその業務を習得することにも役立つと考えられる。

個人市民税及び事業所税

課税資料の事務処理に関するマニュアルは概ね作成されており、賦課決定を正確に行う体制は整備されている。しかし、課税資料を入手できなかった場合の取扱いや事後調査等について明示したマニュアル等は作成されていない。

法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

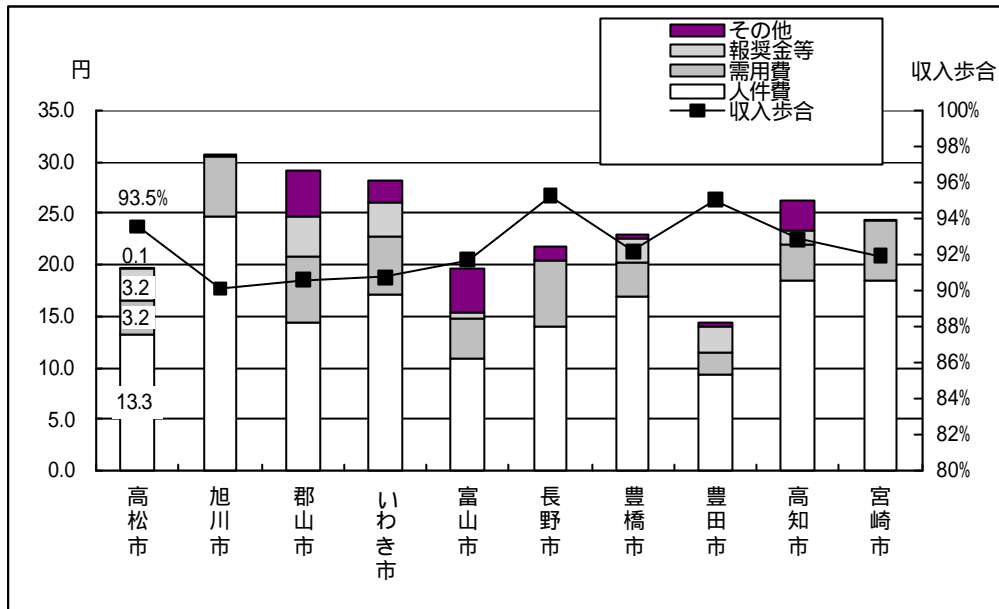
電算操作手順書が一部あることを除き、業務マニュアルは作成されていない。

収納・滞納整理業務

収納の手続、滞納者への対応の方法を説明したマニュアルは作成されているが、業務手順及び承認手続等の事務処理手順を明示したものではない。また、このマニユア

ルは作成されてからかなりの年数を経過しており、現在使用されている書類と不適合な箇所もある。

15. 前納報奨金制度について



平成 13 年度における高松市の前納報奨金総額は 132 百万円であったが、平成 13 年度における税収 1 千円当たり徴税コスト及び収入歩合の中核市間比較分析では、前納報奨金制度の有無及び規模と、収入歩合の良否には相関関係が認められない。このことは、前納報奨金制度が必ずしも収入歩合を上げる効果を持つとは言えないこととなる。他の都市でも前納報奨金を廃止しているケースがあり、その費用対効果について再検討を行うことが必要である。

16. 滞納整理担当部門の一元化について

市税の滞納者は市税に限らず、国税、県税、国民年金、国民健康保険料及び水道料金等についても滞納を生じている可能性が高いと考えられる。これらの滞納整理については、現在、国、県、市町村が個別に、また、高松市行政組織内でも、市税は納税課、国民健康保険料は保険年金課、水道料金は水道局がそれぞれ担当している。このことは、同一の滞納者に対して複数の職員が滞納整理に携わっていることとなり、その結果、滞納者に関する情報の収集及び交渉等が重複し、全体として非常に非効率なものとなっている。

国税と地方税の徴収権が同順位であることを考えれば、これらの公的団体の滞納整理業務は、担当組織を一元化し、一人の滞納者に対して国税、県税及び市税等を一括して滞納整理にあたることができれば、非常に効率的である。

このためには、国及び自治体等の公的団体が滞納整理に関する横断的な組織を作り、滞納者及び滞納額についての情報伝達を正確かつ迅速に行うことが必要となる。個人情報の保護には十分な注意が必要ではあるが、現在の情報技術によりこれが可能であれば、高松市から国又は他の自治体に提言することも検討すべきである。

< 添付資料：分析基礎データ >

「 2. 市税の賦課及び徴収に関する分析」において、各グラフを作成する際に用いた数値又は指標は、以下のとおりである。

2.(1) 一般会計歳入総額に対する主要歳入項目構成比率の経年比較（18 ページ(注)）

(単位：百万円)

年度	市税		地方交付税		繰入金		地方債		歳入合計
H4	56,115	56.7%	329	0.3%	4,902	5.0%	5,720	5.8%	98,984
H5	54,702	55.7%	304	0.3%	5,437	5.5%	7,360	7.5%	98,278
H6	52,490	51.1%	412	0.4%	7,648	7.4%	10,695	10.4%	102,795
H7	55,306	52.4%	325	0.3%	5,412	5.1%	11,731	11.1%	105,580
H8	59,044	49.2%	338	0.3%	9,114	7.6%	17,535	14.6%	119,960
H9	60,022	51.0%	611	0.5%	4,571	3.9%	16,890	14.4%	117,678
H10	58,666	49.6%	1,649	1.4%	8,328	7.0%	14,042	11.9%	118,304
H11	58,007	46.4%	8,887	7.1%	5,406	4.3%	11,288	9.0%	125,117
H12	56,114	45.0%	9,303	7.5%	4,307	3.5%	14,078	11.3%	124,824
H13	56,546	48.0%	8,007	6.8%	3,864	3.3%	8,761	7.4%	117,731

(注)本文における各グラフのページ数である（以下同様）。

2.(2) 税目別の経年比較及び 税目別構成割合の経年比較（19 ページ、20 ページ）

(単位：百万円)

年度	個人市民税		法人市民税		固定資産税		市たばこ税		事業所税		その他		合計	
H4	19,798	35%	13,149	23%	19,287	34%	1,918	3%	1,467	3%	495	1%	56,115	100%
H5	19,553	36%	10,929	20%	20,121	37%	1,953	4%	1,626	3%	520	1%	54,702	100%
H6	16,968	32%	10,355	20%	21,161	40%	1,969	4%	1,541	3%	496	1%	52,490	100%
H7	18,122	33%	10,707	19%	22,325	40%	1,990	4%	1,679	3%	482	1%	55,306	100%
H8	17,789	30%	13,703	23%	23,342	40%	2,015	3%	1,623	3%	571	1%	59,044	100%
H9	20,340	34%	11,283	19%	23,275	39%	2,397	4%	2,180	4%	546	1%	60,022	100%
H10	18,567	32%	10,758	18%	24,794	42%	2,421	4%	1,644	3%	484	1%	58,666	100%
H11	17,993	31%	9,717	17%	25,430	44%	2,550	4%	1,832	3%	486	1%	58,007	100%
H12	17,171	31%	9,499	17%	24,639	44%	2,519	4%	1,752	3%	533	1%	56,114	100%
H13	16,861	30%	10,060	18%	24,861	44%	2,459	4%	1,816	3%	489	1%	56,546	100%

2.(3) 平成12年度税目別の中核市間比較(21ページ)

(単位:百万円)

摘要	個人市民税	法人市民税	固定資産税	その他	総額
中核市平均	19,762	7,705	30,323	10,877	68,668
高松市	17,171	9,499	24,639	4,805	56,114
旭川市	12,681	4,482	16,339	7,976	41,478
郡山市	12,910	5,284	20,351	8,921	47,467
いわき市	12,001	4,128	22,577	8,971	47,677
富山市	16,011	7,674	23,818	9,377	56,880
長野市	17,043	7,686	24,796	9,334	58,859
豊橋市	17,603	5,324	27,035	9,390	59,352
豊田市	22,162	14,288	31,846	12,415	80,712
高知市	14,087	5,180	20,343	4,519	44,130
宮崎市	11,921	4,727	15,210	5,239	37,097

2.(4) 収入歩合(現年課税分及び滞納繰越分合計)の経年比較(22ページ)

(単位:百万円)

年度	調定額	収入額	収入歩合
H4	58,085	56,115	96.6%
H5	56,901	54,702	96.1%
H6	54,865	52,490	95.7%
H7	57,817	55,306	95.7%
H8	61,689	59,044	95.7%
H9	62,985	60,022	95.3%
H10	61,881	58,666	94.8%
H11	61,639	58,007	94.1%
H12	59,852	56,114	93.8%
H13	60,446	56,546	93.5%

2.(4) 税目別収入歩合(現年課税分及び滞納繰越分合計)の経年比較(23ページ)

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	事業所税	合計
H4	95.2%	99.6%	95.9%	99.9%	96.6%
H5	94.6%	99.7%	95.5%	99.8%	96.1%
H6	93.7%	99.5%	95.2%	99.5%	95.7%
H7	93.8%	99.6%	95.1%	99.7%	95.7%
H8	93.3%	99.7%	95.1%	99.8%	95.7%
H9	93.7%	99.4%	94.1%	99.5%	95.3%
H10	93.0%	99.3%	93.7%	99.2%	94.8%
H11	92.2%	99.1%	92.9%	98.3%	94.1%
H12	91.9%	99.1%	92.3%	98.2%	93.8%
H13	92.0%	99.2%	91.8%	96.5%	93.5%

2.(4) 現年課税分の収入歩合経年比較(24ページ)

(単位:百万円)

年 度	調定額	収入額	収入歩合
H4	56,478	55,577	98.4%
H5	55,024	54,151	98.4%
H6	52,750	51,939	98.5%
H7	55,553	54,751	98.6%
H8	59,309	58,427	98.5%
H9	60,558	59,509	98.3%
H10	59,156	58,077	98.2%
H11	58,726	57,516	97.9%
H12	56,505	55,468	98.2%
H13	57,000	55,891	98.1%

2.(4) 滞納繰越分の収入歩合経年比較(24ページ)

(単位:百万円)

年 度	調定額	収入額	収入歩合
H4	1,607	538	33.5%
H5	1,877	551	29.4%
H6	2,115	550	26.0%
H7	2,265	555	24.5%
H8	2,380	617	25.9%
H9	2,427	512	21.1%
H10	2,725	590	21.7%
H11	2,913	491	16.9%
H12	3,347	646	19.3%
H13	3,446	656	19.0%

2.(4) 収入歩合の中核市間比較(25ページ)

市 別	H2年度	H7年度	H12年度
高松市	97.0%	95.7%	93.8%
旭川市	91.9%	92.3%	91.1%
郡山市	94.5%	92.8%	91.0%
いわき市	96.0%	95.1%	91.5%
富山市	95.7%	94.5%	92.1%
長野市	97.8%	96.8%	95.3%
豊橋市	96.9%	95.5%	92.9%
豊田市	98.5%	95.7%	94.7%
高知市	95.4%	94.5%	93.1%
宮崎市	94.0%	92.1%	87.8%

2.(5) 収入未済額（滞納税額）の税目別経年比較（26 ページ）

（単位：百万円）

年 度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	市たばこ税	事業所税	その他	合計
H4	954	51	770	-	1	99	1,876
H5	1,055	35	922	-	3	100	2,115
H6	1,077	45	1,049	-	8	102	2,281
H7	1,101	43	1,133	0	5	106	2,389
H8	1,159	45	1,177	-	3	33	2,417
H9	1,213	53	1,377	-	12	54	2,709
H10	1,276	62	1,539	-	13	47	2,937
H11	1,394	82	1,793	-	33	51	3,352
H12	1,363	69	1,934	0	32	50	3,449
H13	1,346	71	2,074	-	65	50	3,606

2.(5) 収入未済額（滞納税額）処理状況の経年比較（27 ページ）

（単位：百万円）

年 度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
H4	1,607	538	94	975
H5	1,877	551	84	1,242
H6	2,115	550	93	1,471
H7	2,265	555	123	1,588
H8	2,380	617	227	1,536
H9	2,427	512	248	1,666
H10	2,725	590	277	1,858
H11	2,913	491	279	2,144
H12	3,347	646	288	2,413
H13	3,446	656	290	2,500

2.(5) 不納欠損処理額の事由別経年比較(27ページ)

(単位：千円)

年 度	注	注	注	計
H4	51,734	37,658	5,359	94,751
H5	40,292	40,233	4,058	84,583
H6	44,238	42,367	7,652	94,257
H7	39,124	45,743	38,203	123,070
H8	63,544	83,455	80,890	227,889
H9	38,276	111,987	104,006	254,269
H10	25,852	158,688	93,112	277,652
H11	18,071	136,577	125,123	279,771
H12	30,961	143,640	114,929	289,530
H13	26,436	167,124	99,754	293,314

(不納欠損処理の事由別件数推移)(28ページ)

(単位：件)

年 度	注	注	注	計
H4	3,340	3,176	221	6,737
H5	3,083	3,112	216	6,411
H6	2,252	2,941	241	5,434
H7	2,240	3,112	293	5,645
H8	1,626	3,802	168	5,596
H9	1,638	5,490	559	7,687
H10	1,432	7,781	529	9,742
H11	1,088	7,732	340	9,160
H12	1,474	8,709	960	11,143
H13	1,797	9,751	898	12,446

(不納欠損処理の事由別の1件当たり平均額推移)(29ページ)

(単位：千円)

年 度	注	注	注	計
H4	15	12	24	14
H5	13	13	19	13
H6	20	14	32	17
H7	17	15	130	22
H8	39	22	481	41
H9	23	20	186	33
H10	18	20	176	29
H11	17	18	368	31
H12	21	16	120	26
H13	15	17	111	24

2.(6) 税収1千円当たり徴税コスト、収入歩合の中核市間比較(30ページ)

(単位:円)

市別	人件費	需用費	報奨金等	その他	収入歩合
高松市	13.3	3.2	3.2	0.1	93.5%
旭川市	24.7	5.9	0.1	0.0	90.1%
郡山市	14.5	6.4	3.9	4.4	90.6%
いわき市	17.1	5.7	3.4	2.1	90.8%
富山市	10.9	3.9	0.6	4.2	91.7%
長野市	14.0	6.4	0.0	1.4	95.2%
豊橋市	17.0	3.3	2.3	0.3	92.2%
豊田市	9.3	2.2	2.5	0.3	95.1%
高知市	18.4	3.6	1.3	2.9	92.9%
宮崎市	18.5	5.8	0.0	0.1	91.9%

2.(6) 徴税コスト経年比較(31ページ)

(収入額及び徴税コスト:百万円、千円当たりコスト:円)

摘要	H2	H3	H4	H5	H6	H7
収入額	57,523	62,503	63,997	62,375	59,133	62,605
徴税コスト	1,093	1,164	1,277	1,294	1,259	1,325
千円当たりコスト	19	19	20	21	21	21
(コスト内訳)						
人件費計	727	772	792	829	816	810
需用費計	99	130	197	163	147	214
報奨金等計	261	256	282	296	291	294
その他	6	6	6	6	6	6
合計	1,093	1,164	1,277	1,294	1,259	1,325

摘要	H8	H9	H10	H11	H12	H13
収入額	66,242	67,927	65,501	65,007	62,857	63,177
徴税コスト	1,324	1,316	1,375	1,272	1,206	1,245
千円当たりコスト	20	19	21	20	19	20
(コスト内訳)						
人件費計	862	862	845	851	851	838
需用費計	143	153	226	149	142	202
報奨金等計	313	297	299	266	209	200
その他	5	4	5	7	5	5
合計	1,324	1,316	1,375	1,272	1,206	1,245

(注) 収入額には、個人県民税を含んでいる。